#### 1 陳情要望

(1) 小学校にエアコン (熱中症対策) 設置を求める要望について

朗読:松尾係長 ~別紙

### 意見陳述

#### ○深来 登氏

改めまして、おはようございます。座らせていただきます。

今回、私ども周防地区におきまして、議長さんに嘆願書をお渡ししたわけですが、私 と周防小学校のPTA、育友会というんですか、学校に通わせている親御さんたちと一 緒に話し合って決めたものでございます。

その内容につきましては、小学校の施設等について校舎の耐震化やトイレの洋式化などを計画的に進めておられますが、最近では夏の猛暑が厳しく、子供たちが熱中症問題で深刻な問題として起きておるようでございます。

私どもが光市全体ではございますが、学校運営協議会というのがございます。これはもう御承知のとおりでございますが、この学校運営協議会の中で、学校と親御さんたちと、それから地域の方々がいかに結びついて、少ない生徒数ではあるんですが、ぜひこの子供たちをちゃんとした教育をして送り出していくという、私どもの地域の機運もございます。

したがって、そういった面で、校長先生から「日ごろから学校は自由に入門書を書いていただければ、自由に参観できますよ。」というお話でしたので、私7月のちょうど中ごろだったと思います。7月の初めは、私豪雨で被災しましたので、ちょっとできなかったんですが、中ごろに学校に行きましたところ、その日は晴天でした。

普通1階は理科室と家庭室で使われていないんですね。2階と3階が使われていて、3階に3年生と4年生が常時使っているわけなんですが、その3階に上がってみると、生徒たちが授業をしておりません。もぬけの空でした。これを見ておかしいなと思って、じいっと階段をおりて行って見れば、理科室と家庭科室で勉強をしておるという状態でした。

これはおかしいと思って、担任の先生にどうなんですかという話聞いたら、2階で34度Cの温室というか、部屋の温度が34度Cになっていると。これ以上3階で教育を行うということは、一つの熱中症等もう考えると、できないんで、あえて理科室と家庭科室で2クラスに分かれて勉強をしておるという答えでございました。

それは、3階を1階におろしただけでいいのはいいんですが、理科室というものは、 そもそも普通の勉強といいますか、例えば国語とか算数とか、そういう普通の教育をす る場ではございません。と私は思っております。

なぜかというと、いろんな化学薬品があって、下手をするとそれが倒れたり折れたりしたときに、その薬品が非常に悪影響を及ぼすということで、大体使われないのが常識でございます。そういったことを考えると、やっぱりどうしても3階で教育をやらせたいというのがございます。

それから、背景的な問題として、私、市の危機管理課のほうから支給していただいて、防災士という資格を取りました。この防災士の中の一つに、避難所の運営方法という方法を勉強してまいりました。その中で、中学校、小学校の体育館に避難したときに、必ずなければならないのが便所なんです。その便所が今の状態で本当に使えるのかという問題もございます。

それを緩和しながらでも、じゃあどちらを優先ということで考えたんですが、洋式便所についてはある程度全然ゼロではないようでございますので、このままの状態で続けるか、それともこのエアコン対策を早く実施していただいて、ぜひ直接毎年起きます暑い日というか、もう限界を超えた温度の教室の中で勉強させることを避けたいと思います。

そのためには、先だっての6月の市議会ですか、それから9月の市議会でも議員の方が御質問されたように、エアコンというものを全普通教室の中に設置していただきたいという要望を出したところでございます。

以上です。

(2) 不登校児童生徒への支援と居場所作りを求める要望について

朗読:松尾係長 ~別紙

### 意見陳述

#### ○原田幸子氏

おはようございます。私は、光市の「不登校児童の事を考え、支える会」の原田と申 します。隣におりますのが、実行委員長の原田英幸です。

#### ○原田英幸氏

よろしくお願いします。

#### ○原田幸子氏

本来なら、実行委員長のほうから陳述のほうを申し述べるところですが、何分まだ関わってからの年数が足りておりませんので、私のほうがかわりに意見のほうを述べさせていただきたいと思います。

本日は、私たちの要望に対して陳述の時間をとっていただきまして、まことにありが とうございます。私たちの要望は、光市の不登校児童生徒への支援の充実と居場所の設 置です。

私は、現在島田六丁目で特定非営利活動法人チャイルドハウスひなたぼっこという障害児の通所事業、支援事業のほうを行っております。3年間はボランティアで、光市の元気なまち協働推進事業の交付金を受けながら支援をしてきましたが、それでは何分に

も限界があるということがわかり、法人のほうを立ち上げました。もうすぐ法人になって2年になります。

事業所は、障害児の放課後等デイサービスと日中一時支援事業が中心ですが、立ち上 げ当初からやはり不登校支援を入れ込み、障害のあるなしにかかわらずということに受 けております。

障害というのは、病院の診断が下り、何らかの病名がついて初めて障害児となりますが、そうでないお子さんも支援が必要だと感じたからです。

1年、2年と事業を行う中で、不登校児童生徒は光市でも増加傾向にあるように感じられますし、保護者の方が相談するところがなく、抱え込んでいる様子も見え、不登校の問題は避けて通れぬ問題と強く認識するようになりました。

不登校や行き渋りに気づいたときに、十分な支援が受けられない状況にあると、自己 肯定感が低下し、対人関係を構築しにくくなります。

また、学校復帰、社会復帰にも支障が出てまいりますし、引きこもりへと進んでしま う可能性があります。

不登校を克服した保護者や当事者との改善に向けた話し合いの中で、学校に行くべき なのに行けない、その焦る思いと闘う中で救いになったのが、情報と安心の場があるん だということだったそうです。

そして、他市では行政の管轄のフリースクールや教育支援センター、またそれに代わる場所などが安心の場として提供されているとお聞きしました。

そこで、私たちは不登校児童生徒の支援と光市に安心の場をつくっていただくことを 実現するために、光市の不登校児童を考え、支える会を立ち上げました。

他市の様子については、近隣のところに情報を得たり、それから保護者のほうの意見を聞いたり、それから萩市のほうには、スタッフたちと一緒に見学にも行かせていただきました。

その中でも、萩輝きスクールというところは、家庭支援員、在籍校の担任などが全員で一致団結、連携されており、児童は周りの理解と愛情の中で社会復帰を目指しておりました。高校等から復帰できるお子さんも多いそうです。

また、そこで卒業を迎えて、こういう場所がとっても良かったからと、社会復帰してからも逆に今度は支援のほうに回るお子さんもいらっしゃるということを伺いました。

光市のほうでは、その支援をしておられることは耳にするんですが、その支援の状態 が全員にきめ細かく行っておられないというのを耳にします。

例えば、光市の教育委員会のほうに来ていただければ、個人的に支援をしています、 相談に乗っていますというのがあるわけですが、なかなか教育委員会というところは保 護者のほうから行くと敷居が高く、出向くことが難しいです。

学校のほうからも、ぜひそういうところに行って相談しなさいよという周知がなかな かされておりません。

また、文部科学省から出されている「不登校児童生徒への支援のあり方について」を 見ていただくと、不登校という事実は1つですが、その原因や様相は多様です。不登校 児童生徒が悪いという偏見を払拭しなければいけないこと、教育の機会を確保しなけれ ばいけないこと、学校以外の居場所の必要性も書かれております。

今、私たちは光市全体の不登校児童の実態はわかりませんが、相談に来られる方たちには、本当にどこにも相談ができなくて、困っている方がほとんどです。私たちのような弱小の事業所にですら、立ち上げからの2年間で20件以上、ボランティア時代を含めるとそれ以上の御相談がありました。

その後支援に入り、復帰できたケース、自宅訪問で学習支援やコミュニケーションを とって心を開いてくれたケースもありますが、とてもデリケートな問題なので、保護者 の相談のみでなかなか支援に入れないことも多くあります。本当に切迫しております。

今後、一人でも多くの不登校児童を支えるために、行政のお力をお借りしたいと思います。そして、一日も早く安心できる場を光市にもつくっていただきたいと思っております。

私たちの思いに賛同してくださった光市在住の方々、光市外の方々の署名を、今回、 笹井委員長のほうに提出させていただきます。今現在、総数約1,813名の署名が集まっ ております。

まずは、下記の件を調査していただき、早急な対応をお願いいたします。

- 1、光市の不登校の実態の調査、行き渋り、まだら登校、完全不登校の全てに支援が 必要です。その実数は、今どれぐらいでしょうか。
- 2、光市の現状の不登校支援の質と量、そしてその成果の調査、どの子にも平等に情報が流れ、平等に支援していただいているのでしょうか。窓口がわかりやすく、行き渋りの段階からの支援がきちんとなされていますでしょうか。
  - 3、他市の不登校児童生徒の支援の調査。

以上のことに関しまして調査していただき、どのような形態でもよいので、不登校児 童生徒とその保護者が安心できるようにしていただきたいと思います。

最後に、そういう場、支援センターというのは大きな目標ではありますが、小さい部分から関連してできるその事業所、それから学校、保護者、それから教育委員会等、連携できる部分は全てに連携をして、1人の子供でも復帰ができるのを私たちは望みながら、今からも支援に力を入れていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

### 2 教育委員会関係分

- (1) 付託事件審査
- ①議案第77号 光市民ホールの指定管理者の指定について

説 明:原田文化・社会教育課長 ~別紙

# 質 疑

### ○木村委員

指定管理で文化振興財団が受けられるのは、全然問題がございません。これがいいんだろうというふうな判断をされたのは、全然違和感はないんですけれど、500点満点で466点、この点がどれほどのものなのかという判断が、1団体しかないのでわからないんですけど。実際には、これ運営実績とか入っているんですが、他の団体が応募する要素があるんでしょうか、どうなんでしょうか。そういうあたりはどういうふうにお考えかを1点お伺いしておきたいと思います。

# ○原田文化·社会教育課長

市民ホールにつきましては、市民の集会の場として利用するとともに、市民の文化の向上や福祉の増進を図るために設置した施設でございます。こうした市民ホールの設置目的と貸館業務等を中心とした事業内容等から、また、民間業者による運営が可能であるという判断から、指定管理候補者については公募としたかたちでございます。県内の施設におきましても、ホール等の施設については、公募のかたちをとられておられるところもございます。そのあたりを踏まえての判断でございます。

#### ○木村委員

一応、公募ということになっておりますので、いろいろ民間団体が手を挙げやすいようなかたちをつくるのも、今後必要な措置ではないかというふうに考えます。そういったところで、この文化振興財団がふさわしいか、ふさわしくないかではなくて、手が挙げやすい状況をつくるのも、やはり必要な措置ではないかというふうに考えますので、そこのところを今後、御検討いただきたいというふうに思います。

以上です。

計 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

②議案第78号 光市文化センターの指定管理者の指定について

説 明:原田文化・社会教育課長 ~別紙

### 質疑

### ○仲山委員

よろしくお願いいたします。文化センターについては、活用の可能性が非常に高い施設であるというふうに認識しておりまして、これまでも何度か取り上げさせていただいてきました。今回、指定管理者の指定ということで議案として出てきておりますので、何点かお伺いしたいと思います。

参考資料、18ページから指定管理候補者の申請事業計画の概要というのがつけられて おります。これは指定管理候補者が自ら作成してきて提出してきたというものなんでし ようか。

# ○原田文化·社会教育課長

議案でお示ししております指定管理候補者の申請事業計画の概要につきましては、指定管理候補者が文化センターに係る指定管理申請要項等に基づいて作成して提出してきたものでございます。

#### ○仲山委員

提出されたものに対して、教育委員会として要請するといいますか、こういうことを ということで、提出されたものが変わったといいますか、付加されたというか、削除も あるかもしれませんが、要請によって変わった部分というのは何かあるんでしょうか。

#### ○原田文化・社会教育課長

教育委員会としての考え方につきましては、指定管理者申請要項あるいは業務仕様書にお示しして、それに基づいて提出をいただいておりますので、その後の事業計画書についての修正などの協議等はございません。

#### ○仲山委員

前もっての話として、ほぼ入っているというような認識かと思います。これまで何度か取り上げてきている中で、本年6月の議会でも、指定管理者の切りかえに際して、文化センターの運営サイドのほうに、専門性のある方、具体的に学芸員の方が必要ではないかと。その指定管理の条件の中に学芸員を置くことを条件に加えることができないか、御検討願いたいということを申し上げていたところですけれども、そのあたりについてはどうであったか、教えていただけますでしょうか。

### ○原田文化・社会教育課長

このたびの光市文化センター指定管理者申請要項などでは、当該施設の指定管理者に、 指定管理期間における学芸員の配置については要件としてはおりませんが、光市文化セ ンター指定管理者業務仕様書の中では、施設の運営に関する業務として、関係資料に関 する専門的・技術的な調査研究等を記載しております。指定管理者については、この部分につきましては十分に御認識いただいていると判断しておるところでございます。 以上でございます。

### ○仲山委員

十分に認識していただいて、そのように運用していただければいいと思いますが、このたびの議案書の参考資料で言えば、19ページの2のアですね、常設展示については、多くの所蔵資料を公開できるよう展示テーマの見直しを行う、ということが書かれておりますけれども、地下の倉庫に収蔵されている収蔵資料等を展示に供するためにも、整理がこれは絶対必要であります。

昨年12月議会のこの委員会で、大和の民俗資料館の資料に関して、資料については文化センターへの一部移管の方法を検討しておりますと。そのときにあわせて常設展示への活用も検討してまいりたいと。また、その後、今回、民俗資料館からの移設の際に、一定の整理というものを行う必要があるかと思いますので、それとあわせて可能な範囲で行っていくべきものではあるかと考えておりますとの回答をいただいています。

これから、大和民俗資料館の資料の整理、移動が始められると思います。これを機会に資料の整理を進めて、展示に生かしていくあたりについて、考えていっていただけたらと思いますが、そのあたりの予定について何かありましたらお願いします。

# ○原田文化·社会教育課長

大和歴史民俗資料館につきましては、広報等でも御案内しておりますが、平成31年1 月末をもって閉館して、その資料の一部を文化センターに移管することといたしております。

文化センターの現在の歴史民俗展示室では、「ふるさとの歴史と人々のくらし」を テーマに通史的に展示を行っているところでございます。このことから、このたび移管 します一部資料につきましても、常設展示等に活用できるものと考えております。また、 委員仰せの資料の整理もあわせて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○仲山委員

これを機会に是非しっかりとやっていただきたいと思います。あと、これまでもその考えはないというようなお返事はいただいてはおりますけれども、市民の協力等、ぜひとも活用するようなやり方で資料の整理等が行われればより望ましいと思いますので、御検討をお願いして終わります。

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

③議案第79号 光ふるさと郷土館の指定管理者の指定について

説 明:原田文化・社会教育課長 ~別紙

### 質疑

### ○森重委員

それでは、今年度、各指定機関の切りかえに伴う指定管理者の指定なんですけども、 公の施設の管理方法ですね、管理委託制度から指定管理者制度に移行したその目的とい うのは、やはり公共サービスの質を高めることと、それからコストダウン、行政コスト ダウンということで、それぞれにその目的は達せられているものと拝するわけですけど も。今回のこのふるさと郷土館の費用の増は、ちょっと目を引くかなというふうなこと がございますので、そのあたりをもう少し詳しくお述べいただければと思います。

## ○原田文化·社会教育課長

光ふるさと郷土館の指定管理候補者の収支計画における平成31年度から35年度までの期間中の経費の見積額は、先ほど申し上げましたように、前期と比べ、912万円の増加となっております。

増加要因でございますが、まず一つは、消費税法等の改正による影響でございます。

もう一つの要因といたしまして、人件費の上昇が上げられます。当該施設には2名の嘱託職員と3名のパート職員が勤務しており、来年度からも同様の職員体制の見込みではありますが、山口県の最低賃金の上昇による時給の引き上げなど、人件費の増加が平成31年度から35年度までの期間中の経費の見積額を引き上げる要因となっております。

具体的には、前期の期間中は、収支予算書につきましては時給720円で指定管理者は 積算しておりますが、今もう既に山口県の最低賃金が802円となっております。そのあ たりもございまして、人件費の部分についての引き上げが要因となっているところでご ざいます。

以上でございます。

### ○森重委員

ここは休日もやはり人が要るということもありましょうし、また、海商通りの一つは 観光振興みたいなところの角度もございますので、確かに費用対効果、いろんなことを 考えますと重要な施設等とも考えられます。ただ、ここは指定管理者の費用以外に、土 地代云々といろんな要素もありますので、このあたりも含めおきながら、光市のために どういうふうな相乗効果を発揮していけるのかという部分をさらに引き出していけるよ うな対策を是非よろしくお願いしたいというふうに思います。

以上です。

討 論:なし

採決:全会一致「可決すべきもの」

④議案第80号 光市総合体育館、光スポーツ公園及び大和総合運動公園の指定管理 者の指定について

説 明:村﨑体育課長 ~別紙

# 質 疑

### ○木村委員

先ほど、私、市民ホールのところでも確認していますので、同じようなことではございますが、今後のこともございますので。公募ということでやられて、1団体からしか応募がないというのは、やはり公募の仕方にも問題がありはしないかと。そういうことで、そこの部分のとこを指摘しておきたいのと、この応募されたスポーツ振興会ですね、ここはそぐうと思います。相応しい団体だと思っているんですけれど、逆に、それ以外のとこが出る要素があるのかどうか。そういうところも気になります。まして、ここが相応しいのであるならば、なぜ非公募になっていないのか。そこら辺は一体どういうふうな考え方でおられるのか、ちょっと確認をしておきたいと思います。

### ○村崎体育課長

確かにおっしゃるとおり、1団体というのは、どうかと思う部分でございます。確かに5年前のときにも、数団体から問い合わせ等はありました。これまでずっとお願いしておりますスポーツ振興会につきましては、もともと、私ども教育委員会も一緒に総合体育館で執務をしていたということもありまして、光市のスポーツに対する関係につきましては、スポーツ指導員等々も置いておりますので、そういったスポーツ活動の推進については、十分に御理解いただいて運営していただいているというところは感じております。

そして、議員も今おっしゃいました、例えば非公募でもよろしいのではないかというような話もございました。しかし、今のところは、やはり公募にかけて、ほかの民間の団体にもそういったチャンスということで、御応募いただいて、もっといいかたちでもできるんではないかという点も考慮しながら、非公募とせずに公募としておるとこです。ただ、最近では、このような団体が多く各市町ともにございますので、非公募に移行しているところが多いのは現実でございます。

以上です。

#### ○木村委員

公募をとっている以上は、やはりそういったところをしっかりと踏まえた上で、審査をよろしくお願いしたいと思います。でなければ、この評価点というものは一体どういうふうなところに基準値があるのか、我々には見えてこないということで、よろしくお願いしたい。

以上です。

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第81号 光市勤労者体育センターの指定管理者の指定について

説 明:村崎体育課長 ~別紙

# 質 疑

### ○木村委員

先ほどの議案でも同じようなことを言っておりますので、1団体の応募があり決まったと。この施設というのは、それほど応募者がないような魅力のない施設なんでございましょうか。こういう聞き方するのも大変失礼な言い方でございますが、この団体がこの金額で受けていただいて、非常に頑張っていらっしゃるんだろうと、私は推測しております。ただし、この施設が魅力のある施設で、ほかにも応募が出てこないというのは、もしかしたら指定管理料に問題はないでしょうか。もっと増やすべきだとか、そういった話はありますでしょうか。ちょっとそこのところ1点確認しておきます。

#### ○村﨑体育課長

この施設ですが、御存じのとおり、フロアーしか施設自体がございません。ほぼ利用率が90%を超えているほどで、ほとんど空きがない状態でございまして。しかも、使用料についてもかなり安価に設定しております。ということで、一般の企業、団体等が経営上管理する上では、もうけが少ないといいますか、そういったかたちで、これまでも一番最初の指定管理の募集のときには何団体かありましたが、それ以降は、この1団体だけで来ております。

また、この団体が総合型地域スポーツクラブというちょっと特殊な団体であることから、それぞれの活動に応じた、地域に根づいたクラブサークルの育成ということも考えまして、なかなかほかの団体が入りにくい、そういった経緯でこれまで来ているところです。

以上です。

#### ○木村委員

この団体が非常に頑張っていらっしゃるというのは、この中からも読み取れます。そういったところで対抗馬が出てこないということなのかもしれませんけれど、魅力がある施設ということであるならば、そうしたことの競争が働いてもいいのではないか。そのようにも考えられるところもございます。ただ、この団体がしっかりと頑張っていらっしゃるということは評価したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

### ○岸本委員

審査会のメンバー 5 人になっておりますけど、審査員が 9 名のところもあれば、 5 名のところもありますんですけど、この 5 人の委員の方を紹介していただけませんでしょうか。

# ○村﨑体育課長

恐れ入ります、この5名の方については公開はしておりません。

### ○岸本委員

職員の方でしょうか、それとも、全然関係ない方でしょうか。

### ○村﨑体育課長

一応、メンバーといいますか、構成につきましては、外部の方が2名、それから行政 から3名というふうにしております。

以上です。

### ○岸本委員

それで、審査項目の13番目、収支計画に関する事項、75点満点で39点という低い得点になっておりますんですけど、これはどうしてでしょうか。

# ○村﨑体育課長

この点ですが、特に赤字を出してとか何とかという話ではなくて、この団体が行う事業計画と、それと、その事業に見合った収支において若干ずれがあったことから、こういった点数の差が出てきたというところでございます。収支内容としては問題なかったというふうに考えております。

以上です。

#### ○岸本委員

500点満点で何点以下はお断りする、というような決まりというのはありますんでしょうか。

### ○村﨑体育課長

概ね6割程度以上あれば、適正というかたちで判断をしております。 以上です。

### ○岸本委員

わかりました。終わります。

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

⑥議案第82号 光市身体障害者体育施設の指定管理者の指定について

説 明:村﨑体育課長 ~別紙

# 質 疑

#### ○木村委員

前議案からずっと質疑をしておりますので、確認をしておきたいと思います。公募ということでございまして、この団体が相応しいということについては何も異議がございません。ただし、先ほども申しましたように、指定管理を設けるにあたって、指定席になるということだけは避けていただきたい。そういった部分で、しっかりとそういった部分を行政のほうでチェックをして、我々に御報告いただきたいということだけを呈しておきたいと思います。その点、何かお答えがあればお願いします。

### ○村﨑体育課長

今、お話しいただきましたこの団体ですが、指定管理当初からずっと指定管理者として運営に携わっていただいております。この団体が身体障害者のスポーツ等にも積極的に取り組まれている部分もありまして、自分のところの自主事業として、身体障害者を対象とした卓球大会を行うなど、そういったイベントにも取り組んでおられます。

市としましても、福祉保健部等との連携も考えながら、そういったかたちのイベントに携わっていただいているという点では大変評価しておりますし、また、そういったものについてはPR等も兼ねて、また報告もしていきたいというふうに考えます。

以上です。

### ○木村委員

今の御説明のとおり、この団体が相応しいということについては、先ほども申しましたように異議はありません。ただし、それが指定席になると、サービス低下にもつながる。そういったところだけはしっかりと気をつけていただきたい、ということだけを伝えて、この項を終わります。

計 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

(7)議案第71号 平成30年度光市一般会計補正予算(第6号)(教育委員会所管分)

# 説 明:太田教育総務課長 ~別紙

# 質 疑

## ○岸本委員

午前中に小学校にエアコン設置を求める要望という陳情がございました。その陳情者より3つの質問がございましたので、お答えいただければと思います。

まず、1つ目は、空調設備が冷房と暖房の併用したものであるかどうか。

2つ目が、私、電気のことは余り詳しくないんですが、電力の容量が大きくなるので、 その工事に大変な時間がかかるのではないか。

3つ目が、いつごろ全ての工事が完了するのか。この3点の質問をいただきましたので、お答えお願いいたします。

# ○太田教育総務課長

まず、1点目の冷房のみなのか、冷暖房なのかという御質問でございます。冷房、暖 房両方の機能を有するものの設置を現在予定しております。

2点目の電力の容量が大きいことから、そういった工事のために時間が要するのではないかという内容であったかと思います。これにつきましては、キュービクルといいますか、高圧の受変電設備が電気の容量によって設置が必要でございます。このたび各学校に複数のエアコンを設置するに当たりまして、このキュービクルの新たな設置あるいは更新すべき箇所があるというふうに思っております。業者が決まりましたら、そのあたりの必要となる設備は早急に手配をしていただくことになろうかと思いますし、そういった工事が必要になることは間違いございませんが、平成31年度内には完了させていきたいと考えております。

3点目のいつごろの設置になるかといった御質問でございます。落札者の状況によって、また、工事の進め方によるところが大きいものになるとは思いますが、土日や平日も工夫して工事を進めていくようになりますが、教育委員会や各学校におきましても、工事等に関しましては最大限に協力をしながら、31年度末までには完工しなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○岸本委員

ありがとうございました。了解いたしました。

#### ○林委員

今、補正予算書の8ページから及び24、26ページの歳入歳出の小学校費、中学校費についてお伺いをいたします。

今年度の夏の異常な気象により、熱中症対策として、先ほどもちょっと出ましたけれども、国の学校環境衛生基準を改正し、国は空調設備を支援する臨時交付金を支出、光

市においてもこのたび補正予算に取り組んでこられました。

そこでお尋ねいたしますけれども、先ほどのと少し競合するかわかりませんけれども、 小中学校別に普通教室と特別教室の教室数と、そこのエアコン設置の現状をお示しいた だきたいと思います。

### ○太田教育総務課長

小学校の普通教室は現在120教室でございまして、3 教室にエアコンを設置しております。特別教室は143教室で、18教室にエアコンを設置。中学校におきましては、普通教室は53教室で、1 教室にエアコンを設置しており、特別教室は85教室で、そのうち11教室にエアコンを設置しております。

### ○林委員

わかりました。今後設置する教室数をお尋ねしたいと思います。

### ○太田教育総務課長

小学校の普通教室が120教室、中学校が53教室ございますが、そのうち4教室にエアコン設置をしておりますので、設置の予定は169教室でございます。

### ○林委員

今後は169教室に設置するということで理解いたしました。 次に、全国と山口県、そして光市のエアコン設置率をお伺いしたいと思います。

#### ○太田教育総務課長

設置率でございますが、普通教室と特別教室を合わせての設置率でお答えさせていただきますと、平成29年4月の全国平均は41.7%となっております。山口県の平均が26.3%でございます。光市の設置率でございますけれども、平成30年4月でお答えさせていただきますと8.2%となっております。

### ○林委員

ありがとうございました。この数字を見ても光市が随分低いなということは感じております。

そこで、先ほども御答弁いただいたんですけど、一番懸念しておりますのですけれど も、来年の夏までに設置は169室に設置できるかどうか、という点をお伺いいたします。

#### ○太田教育総務課長

今後のスケジュールを考えますと、工事着手が7月ごろと想定されます。となりますと、来年の夏までに全ての教室にエアコンの設置ということは少し難しいことになろうかというふうに考えております。

### ○林委員

国・県、県下一斉に設置されるという様子でございますので、設置数が多い中で大変な難しい工事になると思いますけど、今後、どのように工事を進めようとお考えでございましょうか。

### ○太田教育総務課長

工事の進め方でございますが、長期休業中や土日に集中して工事を実施してまいりたいというふうに考えておりますけれども、平日も工事がどうしても必要になるだろうと考えております。そうした場合に、大きな音が発生したりとか、重機の立ち入りとかいうこともあろうかと思いますので、そういったことにつきましては土日や放課後等に実施するなど、工夫して工事を行っていただくようになりますが、先ほども申しましたけれども、教育委員会、各学校は工事に関しましては最大限の協力も必要であろうかと考えております。

以上でございます。

# ○林委員

ありがとうございました。最後に1点ほどお尋ねいたしますけれども、学校のあり方も進められている中で、エアコン設置との整合性はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

#### ○太田教育総務課長

エアコンの設置については安全安心、あるいは命の危険などといったことを考えると、早急に設置する必要があります。そうしたことから、学校の将来のあり方とは少し切り離して考える必要があるのではないかなというふうに考えております。子供の健康面の配慮、あるいは快適な教育環境の提供の観点から、学習環境の整備の一環としてエアコンを設置してまいりたいと考えております。

以上でございます。

### ○林委員

ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。 以上で終わります。

### ○仲山委員

よろしくお願いします。今、これまでのやりとりの中でももちろんそうですが、私自身もこの夏の暑さ、かなり酷なものでしたので、エアコンの必要性は重々承知をしております。それで、このたび、整備に向かって動き出すということは必要な事業だと理解しています。

ただ、学校のエアコンの整備について、国からの交付金を得ての事業として進めるということで一定の理解はしておりますけれども、工事費のみで6億円、1室当たりの費

用が約355万円、設計込みでいくと378万円余りとなるという、数字の上ではそうなります。たしか、室積小学校のサンホームが校舎の教室に移るに際して、1 教室につけたエアコンが、これは住宅用のようなルームエアコンであったかというふうに理解しているんですけれども、たしか100万円ぐらいであったかと。当然のことながら、先ほど話もありました、電源が大規模になるために電源工事も必要になるでしょう。それから、使用年数といいますか、耐用年数も当然違ってくるでしょうし、いろんな条件が当然違ってくると思います。選択肢として交付金の条件から外れるということになるんでしょうけれども、そういう選択肢というのはどうなのかというような意見を耳にします。このたびの選択について、そのあたりの市の負担、イニシャルコスト、ランニングコスト、メンテナンスコスト、耐用年数、あるいはまた更新時の費用の予測等を含めて分析されて答えを出されたんだと思いますので、そのあたりについてお伺いしたいと思います。

# ○太田教育総務課長

備品としての設置と工事による設置についての御質問と理解し、答弁をさせていただきます。

一般質問でも御答弁しておりますけれども、国の平成30年度の第1補正予算のうち、公立小中学校への空調設備、あるいはブロック塀の安全対策のために、1年限りではありますけれども、ブロック塀・冷房設備対応臨時交付金を新たに設置し、熱中症対策として空調設備に関して817億円を予算化しております。この制度を活用して設置していこうとするものでありますが、まず、備品として設置した場合については、本制度は対象となりません。制度を活用することにより、交付金や市債などに財源を求めることができます。

議員御案内のように、備品で設置した場合と工事で設置した場合を比較すると、単価に確かに差がございます。しかしながら、設置に当たりましてはエアコンの数が多くなりますので、高圧受変電設備の設置や更新が必要でありまして、これは1基当たりについてはかなり高額な費用を要します。こうした点も加え、費用の比較をしますと、制度を活用した場合の実質負担はこのたびの選択のほうが安価となります。

また、財政的な観点から申しますと、備品で購入しますと、単年度に全ての費用の支出を行わなければなりませんけれども、市債の活用によりまして負担が一定程度平準化されるということもございます。加えて、全体の数でありますけれども、169のエアコンを設置することになりますので、そのために配管や電気配線、工事方法等について、現地を確認した上で実施し、問題点を解決するために設計をする必要がございます。こういうふうに総合的に勘案しまして、このたび、本交付金を活用してエアコンを設置することにいたしました。

また、お尋ねのランニングコスト等の件につきましては、これはどちらの手法をとりましても発生するものだというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○仲山委員

ありがとうございました。事情を大体飲み込めました。

ことしの夏、非常に暑かったから当然だなと思うのと同時に、体温調整が十分でない 高齢者の方であるとか、新生児とか赤ちゃんであるとかというのは、これは厳重にエア コンディショニングが必要かと思うんですけれども、まさに体温調整の能力が成長して いく年齢である子供たちのことなので、そのあたりで運用上になると思いますけれども、 十分過ぎるエアコンがいいとも限らない面もあるかと思います。上手に運用して、子供 たちの成長の観点からは余り快適過ぎるのもどうかというような面もあるかと思います。 そのあたりも十分研究していただいて運用していただければと思います。

以上です。

・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・

# ○田邉委員

どうも。先ほど、エアコンのことで設置率を答弁してもらったんですけど、平成29年に山口県が26.3%、本市においては平成30年4月時点で8.2%。エアコンが仮に全ての169室に設置されたという前提で、その時点では何%の設置率になるということなんでしょうか。

### ○太田教育総務課長

エアコンの設置率でございます。このたび、普通教室169教室全てに設置しますと、 普通教室、特別教室を合わせて43%程度ではないかというふうに考えております。 以上でございます。

#### ○田邉委員

わかりました。続きまして、工事のことについてなんですけど、空調設備の導入事業というかたちにはなると思いますが、仕様書なり何なりを早目につくって、そういったものを業者に提示しないといけないと思うんですけど、仕様書について、いつぐらいを目途で考えておられるのか。それと、仕様書の中にはいろいろ関係法令や条例、また、要綱などが書かれてある、他市のものにはあるんですが、そういったものを十分重視してつくってほしいというところがあるんですけど、そういったところで、ちょっと何かあればお答えください。

### ○太田教育総務課長

仕様書、要綱等につきましては、検討を進めております。このたび、補正予算で議会のほうにお諮りをしておるわけですけれども、御議決いただければ、その後、速やかにこういったものをもとに諸手続を進めていく予定でございます。

以上でございます。

#### ○田邉委員

わかりました。今進めているということですね。

# ○太田教育総務課長

はい。

### ○田邉委員

わかりました。

先ほども答えらえたように、落札者にもよりますが、土日、平日も行う、安全に注意 して行うということで、平成31年度末までに完了をよろしくお願いします。 以上です。

### ○岸本委員

今、田邉委員のほうから31年度までに設置をお願いしたいということをお話しされましたけど、予算がつけば早く設置してもらいたいというのが人情で、来年の夏までに設置するというのは不可能なんでしょうか。お伺いします。

#### ○太田教育総務課長

入札等に当たりましては、当然、公告等の期間もございますし、それからまた入札の諸手続もございます。それと、また、このたびにつきましては1億5,000万円を超える工事となりますので、議会の御議決も必要になります。そういったことをスケジュール的に勘案しますと、夏までの設置は少し難しいものというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○岸本委員

なるべく早い設置をお願いします。 以上です。

#### ○木村委員

2、3点確認をさせていただきたいと思います。

このたび、先ほど御説明がありましたように、臨時交付金を使っての国庫補助金ということでございますが、この国庫補助金については、本年度、この補正予算で決まれば、 平成31年度までに仕上げなければならないということでよろしゅうございますか。

### ○太田教育総務課長

そのとおりでございます。

#### ○木村委員

先ほどからいろいろ話が出ております。平成31年度末までを目途にということで、これは非常にありがたいことでもありますし、大変なことでもあると思います。それにつ

いてなるべく早くというのは他の委員さんからも出ておりますが、同じ仕様で全ての普通教室につけられるのでしょうか。そこら辺を確認したいと思います。

### ○太田教育総務課長

つけるものにつきましては設計に基づくものでございますが、一般的に普通教室でございますのでほぼ面積が同じ広さですので、概ね同様のものになろうかというふうには考えております。

### ○木村委員

例えばですが、先ほどから施工業者や機械、さまざまな問題がこれから出てこようかとは思います。そうした中で、今、電気というエネルギーとともに、ガスというエネルギーもございます。実際、ガスで設置した場合の費用対効果、また、そういった期間等の試算はされたでしょうか。その辺あたりはいかがでしょう。

### ○太田教育総務課長

電気あるいはガスという方法がございます。都市ガスにつきましては、光市はまだ一部のエリアしか来ていないということがございます。ですから、学校によって設計が違ってくるということがあります。プロパンガスでも実際には可能だというふうには考えておりますけれども、いずれの場合も、室外ユニットとしてコンプレッサーを動かすガスヒートポンプという名称だったと記憶しておりますが、そういったものの設置が初期費用として必要になるというふうに考えております。

また、あわせて言われているのが、故障メンテナンスが少し煩雑であるというふうなことも言われております。こうしたことから、このたびは一応電気という方向で考えております。

以上でございます。

#### ○木村委員

比較検討されたということでよろしゅうございますね。

#### ○太田教育総務課長

そのとおりでございます。

### ○木村委員

私が申し上げたのは、先ほどの受電設備から機械設置、全てのものに関して期間的なものもございます。時間的な猶予もない中でのことで、一通りの方式だけでよろしいかどうか。そこら辺もしっかりと検討をいただきたい。このように思います。そこにまた補助金を今回活用するわけですから、補助金導入が可能なのかどうなのか。そのあたりもちょっと、例えば、今言ったようにガス方式、こういったかたちは受電設備とは違いますので、そういったものが可能であるかどうか。そういったものもあろうかと思いま

す。そういった部分をしっかりと御検討されたということでありますが、期間も限られておりますので、しっかりと対応をよろしくお願いいたします。 以上です。

# ○仲山委員

1つ確認をしておきたいことがあります。今回、国のほうの国庫補助ということで、 そのお金を利用して今回つけると。各小学校につけるんですが、今後、学校の統廃合等 でその建物が学校でなくなるということになったときに、交付金を受けてつけている設 備なんですけれども、一定年限使えばいいんだよという話なのか、それとも何かそのあ たりについて条件付けというのがどういうふうになっているのか、お伺いできればと思 います。

# ○太田教育総務課長

このたびの補助金に関して、統合された場合にその補助金がどうなるのかというお尋ねと解してお答えをさせていただきます。

本制度はこのたび新しく創設されたばかりでございまして、そのあたりの補助金返還のことについての具体的なものについてはまだ聞き及んではおりませんが、従来からの国庫補助の関係の考え方から考えますと、そうした可能性がないことはないと思っております。

統廃合するときには、確かに使用されないエアコンとかも発生してくることはあろうかと思いますけれども、エアコンにつきましては電気設備でございますので、配管等の問題はございますけれども、利用できるものは移動させるなりして有効活用はしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○仲山委員

ありがとうございました。

すいません、もう1点だけいいでしょうか。先ほど、教室設置の内容についてお伺いしたときに、普通教室169室ということでありました。教室の数を述べられたときに、中学校のほうなんかは特別教室のほうが多いんですか、これは。そういった事情があります。それで、特別教室での授業は暑いときにはやらないという話があるのかどうかわかりませんが、当然あればあったほうがいいというような存在かと思います。今後、特別教室のほうについて、何か方向性といいますか、方針といいますか、エアコン設置について何かありますでしょうか。

#### ○太田教育総務課長

このたび、国のほうが新たな交付金を創設いたしました。この交付金につきましては 普通教室を最優先に設置するというふうにされており、そうした考えのもと、設置して いくわけでございますが、各学校におきましては、夏季の期間等については特別教室で の授業等を控えることができるかちょっとわかりませんが、そうした工夫を凝らしなが ら授業の構成も依頼したいというふうに思っております。

いずれにしろ、平素から教室で勉強する普通教室にエアコンの設置が喫緊の課題となっておりますので、まずは普通教室の設置に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

# ○仲山委員

普通教室優先という方針というか、そのもとで動いているということも了解できますし、また、特別教室は使用頻度というのも普通教室とは大分違ってくるかと思います。 工夫を重ねて暑さを乗り切っていくというかたちになるかと思いますが、よろしくお願いたします。

以上です。

計 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

#### ○太田教育総務課長

すいません、先ほど、エアコンの設置率が何%になるかというところで、私、43%程度とお答えをいたしましたが、50%程度に訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### (2) その他(所管事務調査)

#### ○岸本委員

午前中の陳情、要望、不登校児童生徒への支援と居場所づくりを求める要望について、 陳情者の方より質問が3点ございましたので、今から申し上げたいと思います。

まず1番目、不登校についての実態の調査をお願いしたいということでございます。 また、父兄の方からは、今、まだら登校とか、行き渋りなどもありますから、そういっ たものも把握していただいて対策を講じてほしい。

- 2点目、市の支援について、質・量とも充実した支援の向上を目指してほしい。
- 3番目、他市の不登校について、現状や支援策も調査してほしいという御質問がございました。

以上3点です。よろしくお願いいたします。

### ○和田学校教育課長

それでは、質問についてお答えをさせていただきます。

まず、本市の児童生徒の不登校の状況を把握するための実態調査についてですけれども、毎年、公表させていただいております文部科学省が行う「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を実施しています。この調査につきましては、前年度の調査結果が公表されることになっています。その調査から本市の実態を把握しています。基本的に不登校の定義は、年度内において30日以上の欠席がある児童生徒の数です。また、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるものということで定義づけられております。このように実態は把握しており、また、その実態に基づいて、各学校と協力しながら不登校児童生徒に対する対応を進めているところでございます。

2点目の行き渋りとかまだら登校についてですけれども、これにつきましては、先ほど申しました年間を通じた30日に到達しない子供たちにあたると思います。この子供たちにつきましては不登校傾向ということで捉えておりまして、30日以上だから対応する、または、行き渋りまたはまだら登校だから対応しないということは一切しておりません。まず、欠席が1日あれば、確実に家庭に連絡をする。また、2日連続して欠席すれば、その欠席理由をたずね、時には家庭訪問を行う。連続して3日続けば、チームで対応して確実に保護者と連携をとったり、または教育委員会と連携をとったりするなどの取組みをしているところです。これにつきましては、山口県教育委員会から文書も届いておりますし、それに基づいて光市教育委員会、学校と連携・協働しながら対応しているところです。

続きまして、質・量ともに充実してほしいという御要望ですけれども、現在、本市ではスクールライフ支援員を3名配置させていただいております。スクールライフ支援員は積極的に子供たちのそばに近づいて寄り添って対応するという、他市にはない取組みです。この取組みについては他の市町からも評価をいただいている、本市ならではの取組みであると認識しております。今後も、スクールライフ支援員、または専門家による教育相談等の相談活動も含めまして、積極的にこちら側から児童生徒、保護者にかかわる、そのような取組みを推進してまいりたいと考えています。

続きまして、他市の状況ですけれども、まず、教育支援センター(適応指導教室)を 設置している市町もございます。本市を含めて数市町がまだ適応指導教室を設置しては いない状況ですけれども、先ほど申しましたような取組みを本市はやっておりますし、 相談窓口につきましても、専門家による教育相談や、電話相談等の取組みもしています。 また、各学校には中学校区単位でカウンセラーの配置をしております。この方について は年間を通じて配置しておりますし、または、スクールソーシャルワーカーとも連携を 図りながら対応を進めているというところです。他市も同様な取組みをしていますし、 また、相談窓口についても教育支援センター等が相談窓口になっているということも伺 っております。

以上でございます。

### ○岸本委員

ありがとうございました。申し伝えます。 以上です。

### ○森重委員

スクールライフ支援事業の概要と、それから、成果とお取り組みについては、今お答えいただきましたのでよくわかりました。

もう1点、最近の不登校の要因というものも変わりつつあって、例えば、学校で普通であれば自分の先生にすぐ相談をしたいところであるけれども、いろんな問題があったときに、担任の先生に不信を持った場合に、そうしたときにどういうふうに相談するのかというのがちょっとわからない、という御質問がありました。そのあたりをちょっとお聞きできれば。

### ○和田学校教育課長

各学校におきましては、小学校、中学校にかかわらず、一定期間、教育相談週間というものを設定しています。当然、学級担任が子供たちと一番距離が近い者ですから、一番相談する機会が多いのは学級担任であろうとは思います。

ただ、人間関係等で学級担任に相談したくないという児童生徒がいるのも事実ですので、そのような場合は他の学級の先生でありますとか、養護教諭でありますとか、または自分の部活動の先生でありますとか、時には教頭先生、校長先生というように、児童生徒が相談したい先生を選んで相談できる、そのような柔軟な対応を各学校はしています。

以上でございます。

#### ○森重委員

わかりました。じゃあ、そのような体制で臨んでおられることを一応返答しておきま す。ありがとうございます。

#### ○田邉委員

陳情の不登校児童生徒への支援と居場所づくりを求める要望書で、私が何点か質問したところで、教育委員会にももう一度少し確認してみたいところがありますので、ここで少し質問します。

92年3月13日に、文部省「学校不適応対策調査研究協力者会議報告」によると、「登校拒否(不登校)問題について一児童生徒の「心の居場所」づくりを目指して一」ということがあったんですが、以前は文部省が長い間、登校拒否、いわゆる不登校を児童の問題行動として捉えておったということなんですが、その原因を子供の精神症的な行動や病気、また、怠け、甘えなどを求めるなど、子供自身の問題、これを家庭の問題とする態度をとってきた。登校拒否が増え続け、社会問題化する中で、当時、文部省は、登

校拒否はどの子にも起こり得るものと認めざるを得なくなったということで、いわゆる 心の居場所づくり、これを目指してきたと思われるんですが、光市においての心地よい 居場所、心の居場所づくり、こういったことは92年から2018年現在においてどういった 考え方で対応してこられたかという点を1点と、増え続ける全国的にも、平成30年10月 25日時点の29年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結 果、これも右肩上がりに全国的に増えているんです。そういったところを踏まえた上で の今までの取り組みなどをここで詳しくお願いします。

#### ○和田学校教育課長

委員お示しの「登校拒否問題について一児童生徒の「心の居場所」づくりを目指して一」という文部科学省の通知ですけれども、平成4年3月13日に通知が出されたと認識しています。この言葉のとおり、当時は文部科学省も「登校拒否」という言葉で対応していましたけれども、現在では「不登校」という言葉に変わっております。つまり、不登校というものは取り巻く環境によってどの児童生徒にも起こり得るものであるということですので、問題行動ということではなく、どの児童生徒にも起こり得る問題であるということで、それ以降、光市においても不登校に対する課題については取り組んでまいりました。

また、不登校というものの要因や背景が本当に多様化、複雑化しています。教育の観点のみで捉えて対応することが難しい事案も出てきています。本市におきましては、これも特色の一つであると認識していますけれども、福祉部局との連携を重視してこれまでも取り組んでまいりました。

委員お示しのとおり、不登校の状況は本市におきましても増加傾向にあるという認識をしています。本市ならではの教育と福祉、この連携し協働した取組みをより一層研究し、進めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

#### ○田邉委員

わかりました。それともう1点あります。登校拒否撲滅運動と称して、いわゆる校長、 教頭などが先頭に立って登校拒否児に対しての登校を呼びかけたり、また、学校に無理 やり連れてくるなどの解決策に及ぶようなことはないでしょうか。

#### ○和田学校教育課長

先ほど御答弁させていただきましたけれども、不登校の要因というものが従前から変化しておりまして、複雑化、多様化しています。画一的な対応では解決できないという認識は既に私どもも学校も共通認識しているところですので、関係機関としっかり連携を図り、助言をいただきながら、その子に合った支援のあり方、これを模索して対応をしているところです。

以上でございます。

### ○田邉委員

わかりました。今回も陳情者が、NPO法人のチャイルドハウスひなたぼっこさんがこういった問題を掲げて、私たちの目に見えないところでそうした問題が膨らんでいるというところは、本市においても解決しなくてはいけない問題と思います。文科省もこうやって出している小中学校の長期欠席、不登校、こういった問題については対応策を光市でも講じて、今後とも不登校を少なくするように努力してください。

以上です。

# ○西村委員

先ほどの不登校の関係で、陳述者の人から現場の事情をよく聞きました。なるほどな と思うこともたくさんありました。

今、ちょっと気になる答弁だったので、質問じゃありませんけれども、いじめになる要因があって、担任と子供さんがうまくコミュニケーションがとれないときに、子供さんがどの先生を選んでも、例えば、校長先生を選ぶとか、隣の担任の先生を選ぶとか、これは、僕は難しいと思います。僕も子供のころを思い出して、僕は校長室によく呼び出されていましたけど、別の意味で。でも、校長先生にそういうことを相談しようかという気はなかったですね。校長先生ってやっぱり一番偉い人なので、友達みたいにしゃべれるような雰囲気ではなかったと私は思います。

それで、いろいろ気になる点はあったんですけれども、私は現場のことがよくわかりませんので、突っ込んだことは的確によう聞きませんが、スクールライフの効果はどうですかという質問がありました。なかなか人数も少なくて間が空くので効果があんまりよくないというようなやりとりがありました。その中でちょっと気になったのが、子供さんにも、それから親御さんにも制度そのものが知られていないと。ここはちょっと気になりました。その点について、例えば、入学した当時あるいは年度が変わるときに、親御さんにどういうふうに周知をしているのか、その辺をちょっと教えていただいたらなと思います。

#### ○和田学校教育課長

スクールライフ支援員の活用の事業についての保護者、児童生徒も含めての周知のあり方についてですが、これにつきましては、まず年間通じて30日以上の欠席になる児童生徒になる前に不登校傾向であるという認識を学校がした場合に、保護者にこの制度についての御案内をしています。ただ、一斉にこの事業の周知は十分にできていないのかもしれません。今後、この事業についてより広く周知できる方法については検討して進めてまいりたいと思いますし、また、相談窓口についてもまだまだ十分でないのかもしれませんので、専門家による教育相談という市独自の相談窓口など、さまざまな窓口があるということも整理してお伝えしていく必要があるのではないかと認識はしております。

以上でございます。

#### ○西村議員

ありがとうございます。事あるごとに機会を捉えて啓発をしていただいたら。というのは、先立って僕たちも児童相談所というところ、これは福祉ですけど、行ったんですが、所長さんが「189(いちはやく)」という電話番号を教えてくれちゃったんです。私は不見識だったもんで、これ初めて聞きまして、あ、そうなんかと。聞くと覚えやすい番号なんで、もう覚えちゃいましたんで。こういうのがあるよって人様にも啓発できるということがありましたから、機会を捉えて、ひとつよろしくと。

それともう一つ、原田さんという代表者の方が、萩市の「萩輝きスクール」というのを取り上げられていらっしゃいました。私たちも初めて聞いて、要は空き病院を使って行政主導でそういう部屋をつくられたと。運営は民間委託でというようなお話だったと思うんですが、その辺知っていらっしゃるかどうか、ちょっとお伺いしたいと。知りおいていただければ、何かまた研究をするおつもりがあるかというようなことをちょっとお伺いしたいと思います。

### ○河本学校教育課主幹

今の「輝きスクール」についてお答えいたします。

実は私も5年ほど前にこの輝きスクール、お邪魔させていただきまして、見させていただきました。確かに病院の空き教室を使われて、すごく細かい丁寧な支援をされておられました。私の認識では、これは行政の一つ、支援センターとして機能しているものと理解しておりまして、将来的に光市でも導入するような機会がもしあるとすれば、ひとつモデル的に参考にはなるという捉えでおりました。ただ、当時、光市としてはスクール支援員が非常に有効に機能しておりましたので、その際には御提案、御提示には至らなかったという経緯がございます。

以上です。

#### ○西村議員

ありがとうございます。御本人さんの申し出も、居心地のいい学校づくりができれば、 当然こういうものは必要ないんだということですから、むしろ居心地のいい学校づくり のほうに力を注いだほうが、私もいいんじゃないかなと。御本人さん方もおわかりだっ たので、そのような方向でぜひ問題が解決していったらいいなと思っております。 以上です。

### ○仲山委員

私も西村委員と同じように、話を聞いていていろいろ考えるところ、生の言葉を聞けて、たくさんありました。その中で、先ほどから話が出ています光市独自の方策として、スクールライフ支援員であるとか、光っ子サポーターもその一つでしょう、診療カウンセラーであるとかスクールソーシャルワーカーの派遣であるとか、いろいろとこれは効果を生んでいることは一定の理解をしているつもりです。ただ、お話を伺っていた中で、僕はずっと何かもやもやしていたことなんで、ここでちょっと話をしてみるんですけれ

ども。

不登校の生徒さん児童さんが、できれば学校に戻ってみんなと一緒に学ぶ状況というのは、それは望ましいことは望ましいと思っています。ただ、話の中で、何か一定数戻ることが難しいケースがあるんじゃないかというようなことが気になったんですね。学校に戻れなくても、その時間がちゃんと学びの機会が確保されたりとか、社会的に自立していくための時間としてちゃんと機能するように、サポートするようなことも必要なのかなと。それは教育委員会なり行政がやることなのかどうか、そこはあれなんですけれども、いわゆるその教育支援センター適応指導教室というんですか、そういうところは、努力はしても学校に戻れないような場合に引き受けるような機能があるのかなというのが、話の中でそういうふうに理解できたんですね。そのあたりについて、不登校の児童生徒が学校に復帰できるということは、もちろん学校にとってもその子にとっても親御さんにとってもいい場合というのが多くあるのだと思います。でも、そうでないケースも一定数やはりいるものだとすれば、それに対する対応はやはり考えていかなきゃなんないじゃないかなと思うんですけど、そのあたりについてはいかがでしょうか。

### ○和田学校教育課長

不登校の状況にある児童生徒の最終的な願いとしては、社会的な自立であると認識をしております。そのためにも、当然学校に復帰できることが願いではあるのですけれども、それにたどり着かない児童生徒であってもその進路を開ける、そのような支援を今までもしておりましたし、今後もしていきたいと思っています。スクールライフ支援員は学校で支援する日もあります。一方で家庭に出向いて家庭で支援するときもあります。または家庭から一歩出て、違う施設で支援する場合もあります。つまり適応指導教室という一つの施設だけに限らず、さまざまな場面で支援ができるというフットワークのいい取組みであると認識しておりますので、そのような取組みをして、最終的に義務教育の中で学校というものに戻れなかったとしても次の進路につなげる、これをとにかく念頭に置いてこれからも取り組んでいきたいと考えています。

以上でございます。

### ○仲山委員

ありがとうございました。やはり個別の事情に寄り添うということが大切かと思います。これからもより効果ある取り組みになっていくことを願っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

#### ○林委員

それでは、その他所管事務調査のほうでお尋ねをいたします。

光市の教育施設については、耐震化100%は県下初に達成されておりますし、トイレ の洋式化も進められているところでございます。また、空調設備を前倒しで実施するこ とになったことは、児童生徒にとっては良いことで、とても喜ばしいと思っております。 そこで、戻りますが、トイレの洋式化率は、現在どの程度なのかお示しをいただきた いと思います。

# ○太田教育総務課長

学校のトイレの洋式化率でございます。

小中学校全体を合わせて答弁させていただきますけども、昨年度末で12.2%となっております。

以上でございます。

# ○林委員

12.2%ということでございますけれど、進捗状況はいかがでございましょうか。

# ○太田教育総務課長

平成29年度に、島田小と浅江小学校と島田中学校、室積中学校、この4校の設計を行っております。30年度、本年度はこれらの学校の工事を進めているところでございます。また、本年度、設計につきましては、光井小学校、三井小学校、周防小学校、光井中学校、室積小学校の設計を行っているところでございます。

### ○林委員

ありがとうございました。今、空調設備のほう前倒しになっておりますので、このトイレの洋式化ということにはちょっと手を休めていなきゃいけないかなと思ったりしているわけでございますが、先ほどの小中学校の洋式化率が12.2%ということで、今も設計、工事ということで前に進んでいるわけでございますが、どの程度を目指していらっしゃるのかお伺いいたします。

#### ○太田教育総務課長

当面の目標としましては、学校で児童生徒が洋式トイレを使いたいときに学校の校舎のどこかでその洋式トイレが使用できると、そうしたことを当面の目標というふうに考えております。具体的にどの程度ということが難しいところではありますが、昨年度策定しました教育振興基本計画、これには平成33年度末には45%という数字をお示しをしておりますので、まずはこの数値を目標に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○林委員

私たちは要望をたくさん申しますけれど、空調設備を前倒しして実施するということをおっしゃっている中で、また学校のトイレの洋式化ということも進めていかなきゃいけないということは大変でございましょうけれど、年次的にできるだけの子供たちの生活の環境というんでしょうか、そういうものにしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

そこで、トイレの洋式化の工事、また空調設備の設置の工事にいたしましても、企業の経済効果も鑑み、市内業者を最優先に工事を出していただきたいと存じます。これは要望として、申し述べさせていただきます。

それから、引き続きよろしいでしょうか。

学校のあり方についてお伺いをいたしたいと思います。

改めてお伺いしますけど、小中連携と小中一貫教育はどのような違いがあるかという こと、お示しいただきたいなと思っております。

#### ○河本学校教育課主幹

それでは、小中連携教育と小中一貫教育の違いについて、御説明いたします。

本市は連続性のある教育の実践、保育園、幼稚園、小学校、中学校、このそれぞれの接続期の充実を図るために連携教育を推進しております。本市の進める小中一貫教育とは、この連携教育の一層の充実を図ることによって一貫教育へアプローチし近づいていく、そのようなものであると捉えています。

特に、小学校と中学校が同じ教育目標や目指す子供像を設定する、小中で教育目標、 目指す子供像を合わせるということです。さらに9年間を見通した教育課程に基づいて 教育活動を展開していくということ、この2点に留意しながら取り組んでまいりたいと 考えております。

ただ、当面の間は、義務教育の6・3制、今ある小学校6年、中学校3年を維持したまま、施設も現状のまま、現在の中学校区を一まとまりにして実施するかたちで小中一貫教育を考えております。

以上です。

#### ○林委員

ありがとうございました。今詳細に御説明いただきましたんですけれど、次に小学校と中学校の一体型の学校ができる、まだ先のこととは思いますが、そのような場合の、今おっしゃったことは違った角度からの質問でございますけれど、一体型の学校ができるのはまだ先のことと思いますが、そうなった場合のメリット、デメリットはお考えでしょうか。いかがでございましょうか。

# ○河本学校教育課主幹

一貫教育におけるメリット・デメリットと御質問を捉えさせていただきます。

多種多様なメリット・デメリット想定されますが、大きく7つのメリットと3つのデメリットを想定しております。

まず、メリット1点目としては、やはり小学校から中学校への接続がよりスムーズになりますので、中学校1年になって急に不登校の数が増加する中1ギャップ、この解消や不登校の減少、さらにはいじめの減少が期待できるだろうと考えております。

2点目は、小学校5年生で勉強のレベルが上がって学習につまずく10歳の壁という問題もございます。この10歳の壁の解消をはじめ、小学校のときに学習で定着し切れなか

った内容を中学校の課程において補っていくことが今よりも簡単になりまして、一層の 学力の向上も期待できるであろうと考えます。

3点目です。当然ながら異年齢との活動機会が増えますので、異年齢との接点が増えることでコミュニケーションの力の向上が図られるのではないだろうか。

4点目。小学生の中学生への憧れ、あと中学生の小さい子への思いやり、このあたり も醸成ができるのではなかろうか。

5点目です。児童生徒の規範意識の高まりも期待できるのではなかろうか。

6点目。教職員、先生方の児童生徒の理解、あと指導方法の改善等も期待できるのではないか。

最後7点目になります。児童生徒子供たちの安心感、これが一層図られていくのでは なかろうか。

以上7点のメリットを考えております。

逆にデメリットですが、まず1点目です。小学校と中学校の節目がなくなるということになりますので、新たな気持ちの切りかえとか、中学校へ上がる、進学する充実感がなくなる可能性があるのではなかろうか。

2点目として、小学生、特に低学年の子が上級生、中学生を怖がってしまうのではないかという心配も懸念されています。

3点目です。これ大きいですが、小学校と中学校の学校の組織の文化、これはどうしても違いがございます。組織文化や習慣の違いが大きいことから、この調整に若干の時間がかかってしまうのではないか。

この3点をデメリットとして今捉えておるところです。 以上です。

### ○林委員

ありがとうございました。多種多様の、私たちが思わないような詳細にわたっての御説明をいただきました。やっぱりいろんなことで子供たち、児童また生徒の受けとめ方、また責任感とかいろんなことがこの7点の中で受けとめられるわけでございますが、コミュニケーションが図られるとか憧れとか思いやりというのはとてもすばらしいなというふうに思ったりしておりますけれど、指導方法もまた先生方も大変であろうと認識いたしました。そういいながらも安心感もあったりしますので、とてもいい状況になるやに思っております。そのデメリットも3点お伺いいたしました。

そういう中で、今私が申しましたようなその一体型の学校ができることはまだまだ先とは思いますけれど、そうなったときの認識、私たち何か大和地域のことですごく頭の中に絵が描かれているわけなんですけれど、そういうことだけを考えてはいけない、光全体を考えなきゃいけないんですけれど、そういったときに一体型の学校をということで少子化の問題とか、いわゆる老朽化した学校の問題とか、校舎の問題とかいろいろあったりするので、そのことを考えて今日その問題を提起いたしましたんですけれど、その中で通学路の距離が長くなるとか、いろんなさまざまな負担が生じるということも頭の中にありますから、負担軽減策を講じていく必要があると思います。今、先生がいろ

いろとおっしゃってくださった中で、まだ先のことでありますけれど、そういういろんな負担軽減策、通学の距離等が長くなったり、そういうことに対しての現在想定される軽減策というものがおありかどうか。まだ先の先のことで大変恐縮ではございますが、もしおありでしたらお答え願えたらと思います。

### ○河本学校教育課主幹

今お話ししました7つのメリット、3つのデメリット、これ以外にもこれから想定されることが出るかもしれません。ただ、このメリットとデメリットを比べてみますと、表裏の関係にあるものが結構ありまして、メリットを伸ばすことでデメリットへの対応が可能なものも多くあるのではないかと考えております。

また、節目がなくなるという心配も含めまして、さまざまな教育諸問題に対して小学校と中学校が連携して協力して問題解決を図っていくこと、このことも小中一貫教育であろうと考えております。

デメリットの多くに関しては、学校運営とか生徒指導を行っていく中で対応できるものも多いかなと捉えております。

ただ、お示しのスクールバスの運行を含めまして、今後とも多面的多角的な視野から 小中一貫教育のあり方について研究検討に取り組んでいきたいと考えております。

小中一貫教育、この9年間の教育の連続性が子供の豊かな成長に寄与すると考えております。一層、一貫教育に向けた取り組みを充実させて、夢と希望にあふれ未来へ輝く 光っ子の育成に努めていくことができればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

#### ○林委員

ありがとうございました。豊かな教育、小中連携して問題を解決していく、いろんな 充実感とかいろんな問題解決もできるということ、豊富な御意見いただきましてありが とうございました。問題提起させていただき、またしっかりした御答弁いただきまして ありがとうございました。

終わります。

・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・

### ○仲山委員

では、お尋ねします。

今、学校のあり方について出ましたので、私もちょっと1点、学校のあり方にかかわること、そのほか、あと四、五点お伺いします。

今、生徒数の減少に伴い、クラス数の減少が進んでいるところだというふうに認識しております。それに伴って、教員の数というのが減ってまいります。教員数が減っていった場合、さまざまな点で問題が起こると、課題が出てくるというふうに考えられます。

そのあたり、いろんな面であるかと思いますけれども、部活のことなんかも話題になる こともありますが、本日は科目をカバーする上でというところでちょっとお尋ねしたい と思います。

科目をカバーする上で、やはり教員数が減ってまいりますと、その科目を担当する先生が置きにくいという状況が起きてくるかと思いますけれども、そういった場合、前は技能教官についてお尋ねしたかと思いますけれども、そういうことから始まるのかとは思いますけれども、その対処の方法、あるいは教員数は減少するといっても一定数以上減少しては成り立たないような気もしますので、そのあたりのことについてお伺いしたいと思います。

# ○和田学校教育課長

学校に配置します教職員の数についての御質問と受けとめさせていただきました。従 前にも御答弁をさせていただいたこともあろうかと思います。

学校に配置します教職員の数につきましては、いわゆる教職員定数について国が定めておりまして、その費用を県が負担しているということです。生徒数、学級数に基づいて教職員定数が定められて、教育課程によって教職員各教科の配当時数、これも決められているというところです。このような状況のもと、現在、全ての中学校に全ての教科の教員を配置することができない状況になっているということも以前御説明をさせていただいたところです。この教職員定数の定めは、学校の規模にかかわらず、できる限り子供たちの教育環境を整えていくというふうに定められておりますので、生徒数が減少したため限られた教員で行うということはありますけれども、実際、極小規模の中学校においても主要教科を免許外でやっているという状況にはございません。その辺は配慮された定数の定め方になっていると認識をしております。

以上でございます。

#### ○仲山委員

ありがとうございます。学校によっては1学年1クラスなんていう中学校がこれから 発生してくるかと思います。大変厳しい状況がやってまいりますので、何とかその教科 科目をカバーする工夫というのは対策をしていかなければいけないところだと思います のでよろしくお願いいたします。

次に参ります。

以前から質問していることではありますけれども、生活文化の伝承、記録・資料化というところでございます。本年6月の委員会の回答で、地域の生活文化などにつきましては、少子化の進行などによって普段の生活の中で日常的に伝承していくような機会が減少して、後世になかなか引き継ぐことが難しい状況が生まれているものでございます。そのため、生活文化を記録していくことについて、手段とか方法等も含めて研究を進めてみたいと考えておりますというふうにお答えいただいております。日々、地域の生活文化を覚えていらっしゃる、記憶していらっしゃる高齢者の方が亡くなっていくといった状況を考えますと、取り組みが急がれるところと心配しています。その後、手段とか

方法についての研究はどのようになっていますでしょうか。お尋ねします。

### ○原田文化·社会教育課長

生活文化につきましては、委員仰せのとおり、核家族化の進行などに伴ってその継承等が困難になりつつある側面があると認識はいたしております。こうした中、現在コミュニティ協議会の行事や社会教育施設等のイベントなどで高齢者の指導者と次世代の交流も含め、そば打ち教室やしめ飾りづくりなど各地区で多様な文化の伝承の取り組みがなされておることも事実でございます。

委員仰せのこれらの生活文化の記録等でございますが、現状、事例等の情報収集など を行っておるところではございますが、なかなか取り組んでおられる自治体につきまし ては見当たらないというような状況でございます。

以上でございます。

## ○仲山委員

以前もお話ししたことだと思いますけれども、待っていてはどんどん失われていってしまうというところではあると思いますので、これこそ市民の協力がないとなかなか難しいところかと思います。コミュニティスクールなどの枠組みもその一つになるかとは思いますけれども、ぜひ光市に住んで感じるところとしては、やはり地域の文化の厚みがあるなと、ただもう本当に日々失われていっているようなことを感じています。ぜひ考えていっていただければと思います。

#### 次に参ります。

先日、こういう「Cul-ちゃ やまぐち」という冊子が、娘を送っていった柳井港のほうに置いてありました。その後見てみますと、教育委員会にも置いてありますし、そこら中に置いてあります。今年3月号、これが山口県総合芸術文化祭2018というものの案内でありました。これの県東部エリアを見てみますと、スターピアくだまつ、シンフォニア岩国、平生町体育館とかいろいろと出ております。それぞれで行われるいろんな取り組み、講演だとか展覧会、その他いろいろ出ております。つらつら見ましたら、光市が一つも出ていないんですね。この県総合芸術文化祭とはどういったものなのか。また、光市の例年の参加があるのか、これ例年のものなのか。本年度の状況だとか事情、来年度あるのかどうかわかりませんが、そのあたりについてお伺いしたいと思います。

#### ○原田文化・社会教育課長

山口県総合芸術文化祭につきましては、県の事業でございまして、平成18年の国民文化祭やまぐちを契機に県民の自主的な文化活動の発表や鑑賞の場として創設されて、山口県の文化資源等を活用したステージ公演が中心でありましたメインフェスティバル及びさまざまな文化芸術分野ごとの分野別フェスティバル等が開催されてきました。その後、平成29年度からはメインフェスティバルは行われておりませんが、これまでの分野別フェスティバルは継続して行われるほか、先ほど委員お示しのように、新たにやまぐち文化プログラムというかたちで実施され、美術館と地域が連携して行うアートイベン

トや市町や団体等が開催する協賛イベントが山口県総合芸術文化祭と位置づけられているところです。つまり、先ほどお示しされた「Cull-ちゃ やまぐち」、これに対するエントリーをすることによってそのイベント自体が山口総合文化祭と位置づけられるというかたちでございます。

参加につきましてのお尋ねなんですが、分野別フェスティバルのほうについては、ある程度把握しておりまして、30年度で申し上げますと、俳句の関係で30人程度の作品がございます、光市から。短歌のほうが50人程度。書道の関係が25名程度。合唱コンクールの関係につきましては、光市の合唱の団体がスタッフとして参加しているというようなかたちでございます。この分野別フェスティバルは、山口県の文化連盟傘下のそれぞれの団体が従来から中心となって行っておるものでございます。

もう一つの、先ほど申し上げましたやまぐち文化プログラムへのエントリーで山口県 総合芸術文化祭とみなす部分につきましては、現時点でのエントリーは、光市あるいは 光市の文化団体等から申請が行われていないのが現状でございます。

以上でございます。

### ○仲山委員

この県の総合芸術文化祭へエントリーすることのメリットというのは何かあるんですか。これに乗るということなのかもしれませんが、それ以外に、あるいはまた逆に負担というのもあるのかもしれないんですけれども、こういったところでこうぱっと見たときに光市が出ていないというのも寂しいものではあるので、そのあたりも含めてお願いします。

#### ○原田文化・社会教育課長

このやまぐち文化プログラムへのエントリーは、県内外への情報発信とかイベント周知効果につながることから、積極的な活用を今後図っていきたいと思っておりまして、文化関係団体等への、それぞれの団体がエントリーすることになりますので、呼びかけ等も積極的に行っていきたいと考えております。

以上でございます。

### ○仲山委員

こういったところでの光市のこう何かこういうことやっているな、ああいうことやっているなというのも何かこう活気が伝わっていいかと思いますが、ぜひ考えていただければと思います。

次に参ります。

野外スポーツをやるときに白線を引きますよね。あの白線を引く材料といいますか、 それは消石灰と呼ばれている物を僕らのころはずっと使っていたわけですけれども、消 石灰がもとでこう目に入って事故になったという例を先日聞き及びまして、光市におい ては今現状どのような、市内でもそういうことがあるのか。あるいは、中にはその消石 灰を使わなくても、もう少し安全性の高いものをというのも何か話を聞きましたので、 それの使用等についてその状況をお伺いできればと思います。

### ○村﨑体育課長

屋外スポーツをされるときの石灰の利用ということで御質問いただきました。

皆さん御存じのとおり、運動会でも、野球、サッカー、あらゆる外の競技では石灰を、よく最近はホワイトラインというんですが、線を引いて競技をしております。昔は消石灰というものを農業用とかでも使っていたりしたものもございますが、安価で結構量を使うところではたくさん引けるということで学校等でも使っておりましたが、現在では、安全面も考えまして飛び散りにくいもので卵の殻をベースにしたものとか、またホワイトラインというちょっと高価ではありますが、安全性の高いものを使っているのが事実でございます。

ただ、光ではそういった多くの方が使われるグラウンドとしては大和の総合運動公園、そして光のスポーツ公園ございますが、光のスポーツ公園では、施設の備えつけといいますか、使用を推奨しているわけではありませんが、その消石灰に近いものを以前から据え置いておりまして、これはサービスの一環として利用される方に無料で使っていただいているということはございます。あくまでも便宜上というものでして、競技や団体によっては、先ほど申しました安全面を少しでも考慮した飛び散りにくい石灰を持ってこられて使っておられるところもございます。そこはスポーツ公園にいつも置いているから、これを使いなさいとかという指導はしていないわけですが、そういった石灰を使うことによって健康被害が出るということがあってはならないことでございます。いずれのものでも絶対に目に入らない、口に入らないというものではございませんので、使い方については、これからも指導をさせていただいて、また万が一については対応ができるように、指導者の皆さんにも対処方法等をしっかりと御理解いただいて、安心して子供たち、大人もですが、競技ができるように働きかけていけたらと考えております。以上です。

#### ○仲山委員

ありがとうございます。今おっしゃったように、もし起きたときには、対処方法なんていうのは本当に皆さん知っていてもらったほうがいいことですので、ぜひ周知しておいていただけるといいかなと思います。しばらく視力の回復が、ちょっと障害が残ったという話でもあったようなので、気をつけていただければと思います。

あと1点です。

これは予算のときに質問したかと思います。伊藤ドラマの書籍化ということがあったかと思います。本年の事業として伊藤ドラマをまとめて書籍化すると、それをお分けするというような話だったかと思います。進捗はどうでしょうか。冊子の詳細等ある程度もう決まっているんではないかと思いますのでお伺いします。

#### ○原田文化・社会教育課長

委員仰せの企画展伊藤ドラマのシリーズの集大成としての書籍化につきましては、現

在、伊藤公資料館で4年間にわたり開催した企画展を取りまとめて、伊藤公の生涯や業績を紹介する書籍として刊行を予定しているところでございます。これは、明治維新150年を記念し、資料館が刊行する初のオリジナル書籍となっており、書籍化の作業につきましては、もう最終段階に入っており、近々販売することができると考えております。

以上でございます。

### ○仲山委員

大変楽しみにしているところなんですけれども、予算のときに、たしかあの当時の予定なのでもう当然いろいろと変わっているかと思います。60ページで考えているとかいろいろと話ありました。その辺変わっていないのか、あるいはサイズはどれぐらいなのかとか、その辺はお伺いできますか。

# ○原田文化·社会教育課長

ほぼ予算のとき申し上げたのと同じぐらいで、A4版で60少しぐらいのページ数になるかと思っております。

#### ○仲山委員

当然、中がフルカラーだとかそうでないとかいろいろとあると思いますけれども、今後、その販売が始まるの楽しみにしていますけれども、お値段のほうとかもう決まっていたりするんでしょうか。

#### ○原田文化・社会教育課長

価格につきましては、当然印刷製本費とかこの書籍にかかわった費用等を積算して適切な価格を設定しようと考えております。

#### ○仲山委員

聞き忘れていました。部数は何部ほど出版される予定でしょうか。

#### ○原田文化・社会教育課長

予算時の積算と同じ1,000部を予定しております。

### ○仲山委員

楽しみにしております。 以上です。

#### ○森重委員

1点だけ、すみません。お願いいたします。

平成30年度から取り組まれました新規事業ですけど、イングリッシュプラン光事業、

これをやはり光が平成32年、33年から実施される次期学習指導要領に示されているこの 英語の教育を早期化、また小学校高学年の英語の教科化を見据えて英語教育の充実を図 るということで、これまでさまざまな国の先進事業にも取り組まれてきたその優位性を 生かされて、早目にこれが取り組まれて、光独自がやっているものと思いますけども、 そのあたりの進捗状況、また来年の3月度ではちょっとなかなかお聞きしにくいところ もありますので、進捗状況とお取り組みの状況等をお聞きできたらと思います。

# ○和田学校教育課長

本市が進めておりますイングリッシュプラン光でございますけれども、平成29年3月に告示されました新学習指導要領におきまして、小学校中学年に年間35時間の外国語活動、高学年5・6年生に70時間の外国語科が導入されるということになっております。本市は既にこの3・4年生35時間、そして5・6年生70時間の外国語活動、外国語科を進めているところです。

本市は、このイングリッシュプラン、大きく3点、つながりのある英語教育の展開、 国際交流体験の充実、教職員の専門性の向上、これを柱として展開をしています。

特に、つながりのある英語教育の展開では、本市は外国語活動が導入されたときから 県に先駆けてALTを配置していただき、ネイティブな英語環境の中で子供たちが体験 をしています。現在も中学年・高学年とも、このALTを配置していただいて、意欲的 に学ぶことができる機会の確保に努めております。

また、中学校とのつながり、小中一貫教育にも通じるものがあるのですが、この小と中のつながりのある外国語教育というものも、今、教育課程も含めて進めているところです。

2点目の国際交流体験の充実は、夏季休業中に昨年度から行われましたイングリッシュキャンプ光、これも今年度行いました。方法については昨年度と若干変えておりますけれども、昨年と同様、延べ100名を超える小学生が参加していただいています。ネイティブな英語になれ親しむ経験でありますとか、外国の方と触れ合う経験、これを重ねて英語を使う楽しさ、英語でやりとりできる達成感、こういう機会を提供しているところでありますし、また学校独自の取り組みですけれども、社会見学で広島の平和公園に行ったときに、グループごとに積極的に外国人の観光客の方に声をかけて自ら体験をしようという取組みをしているところもございます。

3点目の教職員の専門性の向上については、校内研修はもとより、市教委が会場を提供し、月1回程度ですけれども、「60分留学」という名称を打って、自らの実践発表等を繰り返しながら教職員の資質向上に努めているところです。

また、完全実施が平成32年ということになっておりますけれども、来年度以降もこの 取組みを継続し、このイングリッシュプラン光が光市の一つの売りとなるような取組み にしていきたいと考えております。

以上でございます。

### ○森重委員

ありがとうございます。本当に光の子供たちにとってもまた先生にとっても、大変ありがたい教育環境の提供ということではないかというふうに思います。小学校6年生・中2の外部評価の実施等についての状況というのをちょっとあわせて。

# ○和田学校教育課長

今年度から外部評価を全市的に進めております。今、検査の最中でございまして、結果については若干時間がかかろうかと思います。小学校6年生と中学校2年生、この2つの学年を対象に客観的な評価につながる外部評価、この取り組みを現在行っており、その結果が集計できるのが年度末ごろになろうかという認識でおります。

以上でございます。

# ○森重委員

例えば近隣の自治体ではこういう取り組みはされていないと思いますけども、32年実施される前に、早目にこういうものに取り組むということのこうメリットといいますか、実際に突然取り組まれる自治体と早くから光が取り組むことにどういう何がどうお考えですか。そのあたりだけちょっと。

# ○和田学校教育課長

他市も既に取り組んではいるのですが、光市においては以前から取り組んでいるということ、室積小学校・中学校、光高等学校が文部科学省の地域指定を受けた3年間の成果がベースになっております。先駆けて取組むということは、それだけ実績を重ねながら再検証できるというメリットあります。特にカリキュラムです。初めて取り組む教員も当然もおりますから、その外国語活動、外国語科をどのように子供たちに指導していけばいいかという元となるカリキュラムを修正をかけながらつくっていくという作業にはどうしても時間がかかります。先駆けてやることによって積み重ねというものが生まれてきているところが成果として挙げられるのではないかと考えています。

以上でございます。

### ○森重委員

ありがとうございます。実際に保護者の中でもそういう取り組みを結構、見ておられる方は見ておられますので、光はあの辺がすごいよとかいう、そのあたりをぜひともこの総合的な光の教育の取り組みとして、コミュニティスクールもございますし、先ほどからの家に訪問していくスクールライフ支援事業とか、光市独自の本当に光っ子のためにというふうな思いで取り組まれているさまざまなものが相乗効果を生みまして、一つのやっぱりこれがブランド化されていくような、私たちも大いに訴えていきたいと思いますけども、光っ子育成のための推進をさらにぜひよろしくお願いをいたしたいと思います。

以上です。

すみません、先ほどちょっと聞きそびれたんで、もう一度聞きたいんですけど、不登校の今回の市民参加型の陳情ということで、ここでじっくり聞いておきたいところは聞いておきたいのでよろしくお願いします。

不登校問題、この多くが先ほど言われた学校を含めた社会的要因であるというのはわかりました。その中で行き渋り、まだら登校、完全不登校、これらの実数、現在の実数と昨年の実数をはっきり教えてもらいたいんですけど、よろしくお願いします。

# ○和田学校教育課長

不登校児童生徒の実数ですけれども、昨年度、平成29年度の結果になります。いわゆる30日以上の欠席の数でございます。小学校・中学校合わせて55人です。 以上でございます。

# ○田邉委員

そういった不登校としてカウントされるそういった数字はわかりましたけど、これから不登校になり得る可能性がある行き渋り、まだら登校、そういったところの数は把握しておられますか。

# ○和田学校教育課長

不登校傾向の児童生徒数の詳細は、現在のところつかんではおりません。 以上でございます。

#### ○田邉委員

そういったところはつかみづらいわけでしょうか。それとも今後はつかむ予定があるとかそういったものはあるんでしょうか。

#### ○和田学校教育課長

不登校傾向というものの定義というのは大変難しく、病気から不登校になる子もおれば、家庭環境から不登校になる子もいる、または人間関係からというさまざまな要因がございますので、学校としては不登校傾向という数を正確に捉えることは難しいのではないかという認識でおります。

以上でございます。

#### ○田邉委員

難しいところはわかるんですけど、今後の課題として重要であるか重要でないかとい うところは。

#### ○和田学校教育課長

数の詳細を認識するということよりも、先ほど申したように、やっぱり個々のケース

をしっかり把握することが重要であると思っております。各学校においては、先ほど申しましたように、もう1日、2日、3日というその欠席が始まった段階で把握するように努めております。全体数が幾つであるかというよりもその個々への対応を重視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○田邉委員

わかりました。行き渋りとか、まだら登校とかという言葉はあるんで一応、完全不登校という言葉もあります。そういったことで、言葉がある以上は予防しないといけないというのは私は思うので、今後も不登校については減少傾向で努力してください。

それともう1点、いわゆるスクールライフ支援員、これは他市にはない取り組みであると先ほど言われたんですけど、スクールライフ支援員のいわゆる質と量、またはそしてその成果、こういったところで主要施策の成果なり何なりでちょっと見たところがあるんですが、スクールライフ支援員の時間が少なくなっていたと記憶にあるんですが、その辺はどうでしょうか。

### ○和田学校教育課長

スクールライフ支援員の活動時間ということですけれども、一昨年度と昨年度比較して、1,571時間が平成28年度、平成29年度が1,515時間ということで時間自体は50時間程度減少しておりますけれども、28年度が803回、昨年度は1,028回ということで、回数が増加しているということから、それだけ多くの児童生徒にかかわることができたということで、時間数は減っていますけれども、回数の増加によってより多くの児童生徒の支援ができたという捉えをしております。

以上でございます。

### ○田邉委員

わかりました。時間数では減っているが、回数としての相談の回数はかなりしているというところで、不登校という問題が市民の方からの陳情であったとおりに、今後また全国的に問題となると思われるので、光市でもそういったところ、不登校の問題については何とぞ今後とも十分お願いします。

それで、不登校の問題は、では終わりまして、図書館の問題をちょっと聞きます。

大和の複合型施設、これの中の図書館のコンセプトにあるんですが、現在、大和支所、 大和公民館、図書館大和分室の機能集約を基本とする複合型施設をやっていると、現在 中央公園エリアに整備しておりますということで、今回、この図書館については、いつ ごろからその移転の準備をするのでしょうか。それとももう準備をしているのですか。

#### ○穐山図書館長

大和分室は来春4月の移転に向けて諸準備を進めております。それで来年の1月15日からは、御不便をおかけしますが、大和分室を休館いたしまして移転の準備作業を開始

する予定としております。 以上でございます。

# ○田邉委員

わかりました。もう既に前倒しで準備をして、1月15日からは休館みたいなかたちを とるということでしょうか。

# ○穐山図書館長

そのとおりでございます。

# ○田邉委員

その移転の準備はわかりました。しかしながら、今考えているのに、その図書館は何人分のスペースがあって、これから何人分のスペースが確保できるかというところの計画などを答えられたらお願いします。

# ○穐山図書館長

今現在の大和分室の閲覧席は41席あります。移転後は、少し面積的には狭くなっておりますが、共用スペースのサロンがございまして、なるべく同程度の閲覧席として利用できるのではと考えております。

以上でございます。

### ○田邉委員

わかりました。開館時間、これについては従来どおりですか。それとも変わるんでしょうか。

### ○穐山図書館長

開館時間は、現在午前9時から午後5時15分まででございます。

また、水曜日・金曜日については、午後7時まで延長しておりまして、移転後も同様 の開館時間を予定しております。

以上でございます。

#### ○田邉委員

わかりました、大体のところは。

それと、現在の利用者、図書館年報なんか見るとわかるんですけど、数はちょっとすぐ出せないんですけど、現在は年間何人、また、今後大和の複合型施設になったときの 見込みなんかが答えれたらお願いしたいんですけど。

#### ○穐山図書館長

平成29年度の大和分室の入館者数は約1万4,000人でございます。

移転後は、複合施設により利便性も向上いたしますので、さらなる利用者の増加を目指したいと考えております。

以上でございます。

# ○田邉委員

わかりました。

障害者の視点からデイジー図書とかそういったものを、以前質問したことあるんですけど、そういったものは今度利用できるのか、そういったものの充実なんかはあるんでしょうか。

# ○穐山図書館長

障害者の視点からの御質問でございます。

現在、大和分室の点字資料が48点所蔵しております。お尋ねのデイジー図書は光の図書館には所蔵はありません。県立の図書館から取り寄せは可能であります。

また、本館にある障害者向けの資料については、また大和移転後も取り寄せて貸し出し等利用が可能であるということでございます。

以上です。

# ○田邉委員

この複合型施設の基本計画の中の図書館大和分室、地域住民が今以上に集える場所とすることが望まれております、と書いてあります。そのことについて、イベントなんかの計画、こういったものも何か考えておられますか。

### ○穐山図書館長

現在、具体的なイベントについてはまだ決めておりませんけれども、効果的なイベントについては、お話し会であるとか、大和地域にボランティアさん含めて連携しながら何かできたらなというふうには考えております。

以上です。

### ○田邉委員

わかりました。大体のところはよくわかりました。来年の4月より開館ということで、 複合型施設、これを気軽に利用でき、図書館もまた心の安らぐ場所として、地域の皆様 と協力し合って、今後とも充実をよろしくお願いします。

以上です。

・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

# 3 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第71号 平成30年度光市一般会計補正予算 (第6号) (政策企画部所管分)

説 明:山岡財政課長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

### ○仲山委員

こんにちは。よろしくお願いします。

ことしの予算の中に、コミュニティと連携した空き家掘り起こし事業というのが上げられておりました。中山間地域のコミュニティ協議会等が空き家の所有者に対して、空き家情報バンクへの登録を働きかける活動に対して助成ということになっておりました。コミュニティ協議会に協力を得て、空き家の総ざらえじゃないですけども、見て回って、それを空き家情報バンクのほうへ登録につなげていくというふうなことであったかと思いますけども、進捗状況をお伺いします。

### ○岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

ただいま議員さんより、コミュニティと連携した空き家掘り起こし事業、進捗状況ということでお尋ねをいただきました。

この事業でございますが、ただいま議員さん仰せのように、中山間地域において空き家情報バンク登録物件の充実確保を図るということで、もって地域への移住促進と地域活性化につなげていくことを目的とするもので、コミュニティ協議会が空き家の所有者に対して、空き家情報バンクへの登録の働きかけを行った場合に、実績に応じて助成を行おうとするものでございます。

それで、進捗状況ということでございますが、10月に中山間地域のコミュニティ協議会のほうを訪問させていただきまして、協議会の会長さん、あるいは役員さんらとこの事業について、主に地域の役割など、そういったことを含めて意見交換を行ったところでございます。

それで、その内容等も踏まえて一定の整理を行いまして、現在内部的に手続を進めているところでございます。近日中には、制度のほうはスタートさせたいというふうに考えております。

以上でございます。

# ○仲山委員

地域のコミュニティのほうと10月に協議をなさったというような、意見交換をなさったというような話がありました。

その協議の中で出てきた内容として、今後の進め方が、それで具体的になったかと思 うんですけれども、何か地域との協議によって、方向性なり、やり方なり、何か出た ことというのはあるんでしょうか。

# ○岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

コミュニティ協議会のほうとは、10月より前、もう随分前からいろいろ意見交換等は 行ってきておりまして、おおむねこうした取り組みについて、好意的な御意見もいただ いてきたところでございます。

それで、そういった中で地域に余り負担がかからないような方法、そうは言いながらも、私どものほうとしても、地域のほうに一定のお願いをさせていただきたい事項、こういったことについて、いろいろ意見交換をさせていただいたところでございますけれども、そういったところのお互い歩み寄りをさせていただいて、総じて好意的な方向で事業のほうは進んでいけそうな、そういったような感触を得ております。

以上でございます。

# ○仲山委員

先ほども話がありました、中山間地域への移住を促していくといったような意味で、 大変有効な取り組みだと思います。

空き家の問題に関しましては、中山間地域のみならず、全市的な問題として管理が十分でない空き家の問題であるとか、いろいろと今もう既に光市では、顕在化してきていると思います。

日本全国で見たときにも、あと10年、15年ぐらいのうちには、3軒に1軒が空き家になるという話もあります。そういったスピード感の中で、空き家が増えることによって、いろんな課題が所管を跨っていろいろと起きてくると思います。これからの空き家の取り組みに関しても、今現在でも幾つかの所管に跨っていると思いますけれども、連携によって効果ある取り組みをしていっていただくようお願いいたします。

以上です。

# ○森重委員

2点だけ。今のちょっとコミュニティと連携した空き家掘り起こし事業ですね、これ本当にやはりこれからコミュニティとの連携、そしてそこに事業をおろしていくという、そういう所作が、これからのコミュニティが自立していく、自活していくという意味でも、非常に大事な部分ではないかというふうに思います。

それは、防災でもそうですし、また高齢社会の見守り等、こういう体制づくりにも全部つながっていきますので、ぜひこの事業もそういう意味で、しっかり臨んでいただき

たいということを、これはちょっとお願いいたしたいと思います。

それと、もう一点ですけれども、ことし、今年度から新しく新設されました広報・シティプロモーション推進室、これやはり1年間、ことしもさまざまな企画があったと思いますけども、どのような活躍といいますか、どのような仕事をされたのか、そのあたりの取り組みについて、ちょっとお聞きをしてみたいと思います。

# ○岡村企画調整課長兼広報・シティプロモーション推進室長

広報・シティプロモーション推進室についてのお尋ねでございます。

広報・シティプロモーション推進室では、年度の初めに推進に向けた考え方、あるいは今年度の事業等について整理をいたしまして、新年度予算の中で提案をさせていただいたこと、あるいはそれ以外のこと、そういったことも含めて、いろんな事業に臨機応変に取り組んできたところでございます。

主なものから申し上げますと、まずまちづくり市役所Weddingでございます。 昨年度については、移住促進パンフレットを策定する一環として、この市役所本庁舎で 実施をいたしましたが、今年度についてはシティプロモーションのためのイベントとい うことで、11月3日に室積海岸で実施をいたしました。

市民の方約200人の方においでをいただきまして、マスコミ等にも大変取り上げていただいた。大変発信効果もあったものというふうに考えております。

それから、7月13日には、東京都内でふるさと光の会と連携をした光市独自の移住相談会を開催をいたしました。この事業も、昨年度に続いて実施をしたものでございます。

豪雨災害の影響で、実施体制については少し当初予定よりも規模を縮小し、広報・シティプロモーション推進室職員、それから移住経験者2名体制で臨んだところでございます。

参加者の確保等も課題であったわけですが、当日については20名の方に御参加をいただきまして、ふるさと光の会の会員さんにも加わっていただいて、いろいろ光市のまちの特性、あるいは暮らしぶり等の説明もさせていただいたところでございます。

それから、9月23日には、同じく広島市でこれは県主催の移住セミナーでございますが、そちらのほうに参加をして、光市の魅力などについてもプレゼンをさせていただいております。

それから、名刺デザイン事業という事業にも取り組んだところでございます。これは、 光市らしさが感じられる画像、あるいはまちの風景などをあしらった名刺の台紙デザインをホームページ上に公開をいたしまして、それを自由にダウンロードして、仕事やプライベートなどのあらゆる場面で使用していただく名刺を、個人の方それぞれに作成をしていただこうというものでございます。

この名刺を通じて、光市のまちの優しさ、あるいは温かさ、またいろんな地域資源、 地域の魅力、こういったものがいろんなところにお伝えすることができ、それでまちの イメージ等も定着できればというような思いで行ったものでございます。

それから、今現在進行中でございますけれども、千の愛着プロジェクトというものに も取り組んでおります。こちらは、市民の皆さんからまちの魅力や愛着をあらわすメッ セージを集めていこうというものでございまして、このメッセージを通じて市民目線からの光市の特性、あるいは魅力、そういうものへの認識を我々もいたしていっておりますし、また説得力のあるまちの強みということで、発信材料にもしていければと思っております。

具体的には取材の際などに、市民の方にお願いしてメッセージを専用の用紙に書き込んでいただいているところでございますけれども、今年度中に1,000人の方からメッセージをいただきたいということで頑張っておりまして、現在まで約790人の方からメッセージをいただいております。

それらのメッセージについては、現在の広報・シティプロモーション推進室の前に展示をしておりますので、またご覧いただければと思います。

あと、そのほかにも例えばふるさと納税につきましても、協賛事業者、あるいはお礼品の拡充等に努めてきたところでございますし、山口ゆめ花博光市デー、10月21日のゆめ花博光市デーでは、広報・シティプロモーション独自の取り組みということで、海で集めたシーグラスを来場者にお配りをしたところでございます。

また、10月28日には、山陽自動車道の下松サービスエリアで、観光協会、里の厨、あるいは市内事業者と連携をしたプロモーション事業にも取り組んだところでございます。 そのほかにもいろいろございますが、主なものとしては以上でございます。

# ○森重委員

ありがとうございます。結構知らないことも多いんですけども、いろいろとそういう動きを開始されているというところが、やはり光市の宣伝部門として、専門的、専属的に光市のセールスという観点から、いろんなことを取り組まれるということで、新しい新設された推進室ということで、大いに意味があるなというふうなことも感じます。

また、市民協働という目線からも、今の1,000人のいろいろ取り組み等もありますし、また移住・定住という視点からも、重要な部署であるというふうに思いますので、まだ1年目ということで、地方創生の取り組みには欠かせない部署ということで、しっかり今後とも注目していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

#### ○田邉委員

どうも29年度の決算で、一般財源配分方式でスリム化して、結果が出たというところは、私も理解しているところなんですけど、ここのところの各部への配分根拠など、ここで言える範囲で教えてもらいたいなと思って質問します。

### ○山岡財政課長

委員より、一般財源配分方式を各部へ導入した際の配分根拠は、どのようなものかというものについて御質問いただきました。

一般財源配分方式は、議員御承知のとおり、平成29年度に導入したものでございます。 この各部への配分根拠については、前年度、平成28年度の当初予算時点での一般財源の 割合、この割合が根拠になっております。

このとき各部へ配分した割合を、そもそもの案分基礎といたしまして、まず平成29年 に収入される一般財源配分総額の大部分を、この各部の配分割合に応じて配るというも のでございます。

平成30年については、同様の方法で計算しましたが、平成29年度に新規事業がございますので、それらは新たに各部へそれぞれ加味した上で、配分方法の割合を見直した上で配っております。

以上でございます。

# ○田邉委員

いろいろ難しい点もあると思われます、そういった割合の配分などは。そういったところで、私がちょっと危惧しているのは、建設部なり教育委員会なり、市の持ち物が多い部署、そういったところで、修繕費に係る割合なんですが、修繕費を予算で組んで、修繕費で足りない修繕が出た場合に、予備費で恐らく賄うようなかたちでとっていると思うんですけど、まず1点は、修繕費の割合がこれまでの推移と、29年度においての前年度よりはやっぱりその割合はかなり低かったのかなというところと、そして、予備費の修繕費への充当割合、そういったものがまだ29年度だから出ていないとは思われますが、そういったところが今後重要となるんではないかと思うのですが、そういったところを少し教えてください。

#### ○山岡財政課長

まず、一般財源配分方式を導入しての修繕費の割合が、前年度と比べて29年度導入の際に低くなったのかという点についてお答えします。

一般財源配分方式導入後の修繕費の推移ですが、平成28年度は約1億6,000万円でございました。これに対して、平成29年につきましては、1億5,000万円ということで、約1,000万円程度スリム化がされているということになります。

ただ、導入前の26、27年も合わせてお調べしたところ、26、27年とも約1億5,000万円というかたちになっておりますので、修繕費につきましては、全体的に見た感じでは、年度間で多少の増減が見られますが、大幅な増加や減少とはなっていないと感じております。

次に、2点目の予備費の修繕費への充当ですが、29年度決算で申し上げますと、修繕費の執行額のうち、予備費を充当した額については5件が該当しており、金額で申し上げますと394万4,000円でございます。

参考までに前年度を申し上げますと、前年が3件で、金額で186万5,000円。この点につきましても、一般財源配分方式を導入した結果により、予備費の修繕費への充当が増えているという結果は、現在のところ見えておりません。

以上でございます。

#### ○田邉委員

わかりました。余りその差がないというところは、今わかりました。数字の上ではですね、はい。

そういったところが、やっぱり持ち分が多いんで、今後は老朽化とか、そういったものが考えられたときに、やっぱりその修繕費を予算でとっていないと、やはり老朽化が進むと、予備費で修繕しないといけないというところが考えられます。そういったところも一般財源配分方式というのは、本当にスリム化できていいんですけど、そういったところを注意してもらいたいということを伝えておきます。

続きまして、国会が予算を成立したときに、市が予算を成立したときのタイムラグ、 これをどのように解消し、国の予算を市の予算へ反映させているのか、そういったとこ ろをここ、この場で答えられる範囲でお願いします。

### ○山岡財政課長

ただいま委員より、国の予算を市の予算へどのように反映させているかという点で御 質問いただきました。

国の予算成立前に、市の予算は成立しておりますが、通常国の予算は、各省庁が例年 8月に提出する概算要求をもとに、政府が12月に翌年度の予算を取りまとめ、12月下旬 に閣議決定し、国会審議後、おおむね3月末ごろに国の予算は成立します。

それに対して市の予算は、平成30年度で申し上げますと、平成30年3月26日に可決され、昨年度でも、国の予算より先に成立しております。

地方財政法におきましては、地方公共団体はあらゆる資料に基づいて、正確にその財源を補足し、かつ経済の現実に即応してその収入を算定することとされておりますので、 国の情報等につきましては、基本的には県を通じまして、市に通知が届いております。

そのほか、新たな財源等に関しましては、各省庁のホームページ、また新聞情報等いろいろな手段を通じて把握しながら、次年度の財源を補足し、予算を算定しているところでございます。

なお、国の予算成立後に、市の予算額に影響が出た場合については、補正において、 皆様からの信任をえているところでございます。

以上でございます。

### ○田邉委員

はい、わかりました。先ほど言った従来の予算編成なら、そういったかたちなんですけど、一般財源配分方式によってのそのデメリットが、ほかの自治体でこういったところが問題になるというところがあったので、少しちょっと気になったので質問しました。今後とも情勢に注意してお願いします。

それと、これは大きい枠なんですけど、自主財源を増やす方法として、どういったことを考えておられるのかというところをお願いします。

#### ○山岡財政課長

自主財源を増やす方法について、委員より御質問いただきました。

これにつきましては、第3次行政改革大綱の実施計画のほうで示しておりますように、 市税等の収納率の向上や遊休財産の処分、その他封筒物等への有料広告の掲載等が基本 となりますが、政策企画部長が本議会の一般質問の中で答弁させていただきましたよう に、市の税収を増やすことが大前提となっております。

未来の光市に種をまくという意味でも、仕事や人をまちに呼び込む施策を地道に展開するという答弁をさせていただきました。

具体的には、事業所設置奨励金や雇用奨励金、設備投資促進資金や創業資金の金融政策による諸工業への支援、また6次産業化促進事業など、農林水産業者の所得向上につながる施策等も、最終的には税収の拡大につながると考えていると答弁しております。 以上でございます。

# ○田邉委員

はい、わかりました。自主財源というのは難しいとは思うんですけど、財源と市債、 そのバランスを今後ともよろしくお願いします。 以上です。

# 4 市民部関係分

- (1) 付託事件審査
- ①議案第71号 平成30年度光市一般会計補正予算(第6号)(市民部所管分)

説 明:縄田地域づくり推進課長、古迫市民部次長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採決:全会一致「可決すべきもの」

②議案第72号 平成30年度光市国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)

説 明:古迫市民部次長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

### 質疑

#### ○林委員

おはようございます。それでは、質問させていただきます。

新しくできる大和コミュニティセンターについてお伺いをいたします。

平成31年4月1日に供用開始する大和コミュニティセンターの施設の概要をお示しいただきたいと思います。

### ○縄田地域づくり推進課長

新しい大和コミュニティセンターの概要でありますけど、この新しい大和コミュニティセンターは、現在のコミュニティセンターのほか、支所、図書館機能を備えた施設であり、鉄骨造2階建ての構造となっております。

なお、1階には、支所及びコミュニティセンター事務室、ホール、和室を、2階には 会議室や調理室、図書館を配置しております。また、敷地内には、消防機庫と市営バス の車庫も併設しております。

以上です。

# ○林委員

ありがとうございました。それでは、少しお尋ねをしてみたいと思います。

この新しい大和コミュニティセンターの施設の開館、閉館の時間は何時で、休館日は 何時とかいうこと、ちょっと教えていただけますか。

#### ○縄田地域づくり推進課長

コミュニティセンターの開閉時間、休館日等につきましては、これまでと同じで、開館時間は午前9時から午後9時まで、休館日は年末年始の12月29日から1月3日までとなっております。

以上です。

# ○林委員

すみません。それと、月曜日とかはお休み。年末年始の今お伺いしたんですけれど、 休館日は何曜日とか教えてください。

# ○縄田地域づくり推進課長

すみません。先ほど休館日は年末年始とお答えしましたけど、毎週月曜日も休館日となっております。訂正をいたします。

以上です。

### ○林委員

ありがとうございました。今までと一緒ということで理解いたしました。

ここには、今おっしゃったように、支所、図書館等々を設備整備されて、新しくなっていくわけでございますが、先に駐車スペースからお尋ねいたしましょうか。何台ぐらい駐車スペースはございますでしょうか。

#### ○縄田地域づくり推進課長

コミュニティセンターの駐車スペースとしては、40台程度用意しております。以上です。

#### ○林委員

ありがとうございました。これは引き続き避難場所としても利用できるように可能に なっているんでございましょうか。

### ○縄田地域づくり推進課長

コミュニティセンターは、地域の自主避難所及び避難所になっておりますので、基本 的には自主避難所や避難所開設となりましたら和室を利用していただくことになります。 以上です。

# ○林委員

ありがとうございました。そして、1階、2階ということで、そこには障害者の対応について、トイレとかエレベーターとか、そういうものもここにつけていただいているということでよろしいでしょうか。

# ○縄田地域づくり推進課長

新しい大和コミュニティセンターについては、ユニバーサルデザインとしております ことから、障害者に限らず誰もが利用しやすいよう配慮しております。

具体的な例でいいますと、先ほどお話がありましたとおり、エレベーターを設置しておりますし、手すりも設置しております。また、極力段差をなくした構造や点字誘導ブロック、身障者用駐車場を設置するとともに、1階、2階それぞれに多目的トイレも設置しております。

以上です。

# ○林委員

ありがとうございました。大体の全体像も見えてきておりますけれど、そこで、大和コミュニティセンターの独自のセールスポイントというのがもしありましたらお示しいただきたいと思います。

#### ○縄田地域づくり推進課長

大和コミュニティセンター独自のセールスポイントということでありますけど、新しい大和コミュニティセンターは、オープンスペースとなりますエントランスやサロンを設け、そこに自由に使用できるテーブルや椅子を配置することで地域の皆様が予約なしで気軽に利用することができる場所を確保しております。

また、2階部分と広場がつながっていることや、授乳室を設置していることなどにより、多様な世代が出会い、触れ合うことができ、また、図書館を集約したことで、地域の方々の図書に接する機会が身近に確保できるなど、まさに地域のコミュニティ拠点となる施設になるものと思っております。

以上です。

#### ○林委員

ありがとうございました。多岐にわたりいろいろと工夫していただいておりますこと、 うれしく思っています。心豊かな施設と、また夢が語られるという居場所ということで、 とても期待しております。ありがとうございました。

終ります。

#### ○森重委員

すみません。今の大和コミュニティセンターの件なんですけども、解体費用も合わせ

て6,000万円ぐらい上がっておりますけれども、具体的に今後、年明けてから、引っ越 し等いろいろあると思いますけれども、今後の流れと事業計画をちょっと大枠にお聞き しておきたいと思いますので、お願いいたします。

# ○縄田地域づくり推進課長

大和コミュニティセンターの建設等に係る今後のスケジュールでありますけど、まず、 解体工事のスケジュールでありますが、工事そのものは、新しい大和コミュニティセン ター供用開始以後の来年4月に入ってから行う予定であります。

ただし、4月に入り速やかに工事が着手できるよう、このたびの補正予算議決後に施工者の選定作業を進め、3月中には業者を決定し、解体に向けた事前準備等を行う予定としております。

なお、解体後には、公営住宅の建設が予定されており、その整備にスケジュールの関係もありますことから、現時点では来年7月には解体工事を完了する予定としております。

それから、大和コミュニティセンターの供用開始までの今後のスケジュールでありますが、現時点では整備事業については大詰めを迎えておりまして、今年中には工事そのものはほぼ完了する予定となっております。その後、建築確認や消防設備点検などの完了検査を経て、来年1月26日の工期末までに引き渡しを受ける予定となっております。

また、引き渡しを受けた後には、備品の搬入や引っ越し作業など、供用開始に向けた 準備を鋭意進め、3月下旬には竣工式及び地域主催によるオープニングイベントを開催 し、来年度の4月に新しい施設の供用開始をする予定となっております。

以上です。

#### ○森重委員

年末年始と大変お忙しいと思いますけれども、よろしくお願いいたしたいと思います。 それと、もう1点いいですか。もう一つは、今回、市民部さん、協働事業提案制度に 基づく交付金の新規事業について、どういうふうな取り組みをされたかをお聞きしてお きたいと思います。男女共同参画推進に関する参加体験型イベント、これはどのような ことをされ、どのように評価というか、どのような動きをされたのかをちょっとお聞き いたします。

#### ○大山人権推進課長

この事業でございますけれども、人権推進課で行っております。これは先月11月17日 土曜日の10時から12時までの2時間、みちがみ病院の4階ホールにおきまして、みちが み病院さんと協働でイベントを開催いたしました。

タイトルを、「男女共同参画ってなんじゃろう?~子育てをみんなで考えよう」としまして、「男女共同参画って何じゃろう?」といったクイズとか、4名の市民のパネリストの方をお招きしまして、子育ての実体験などについて語り合う、トークイベントを開催しております。

成果としましては、それぞれのパネリストさんが子育てに対する意見を活発に明るく 積極的に発言をなさいまして、聞いておられる方々にも非常に中身のあるイベントがで きたと思いますし、アンケートを取りましても、「非常にいい勉強になった」、「いい 企画だった」というような回答もいただいております。

以上です。

# ○森重委員

ありがとうございます。男女共同参画基本計画も策定された後、市長とほんねと一く 等、いろいろ自由に、やっぱり動きのある、やはり活動というか、計画策定にとどまら ず、本当にそれを動かしていらっしゃることはすばらしいと思いますし、特に、このよ うにみちがみ病院さんと、地元のそういう産院さんたちと一緒になって、いろいろやっ ぱり波を起こしていくということは大切なことですので、これは今後どういうふうなま た動きになるのかわかりませんけれども、ぜひよろしくお願いいたしたいと思います。 以上です。

# ○仲山委員

おはようございます。毎度のことのようであれですけれども、地域おこし協力隊、東荷のほうで頑張ってくれていると思います。コミュニティプランの具現化のために取り組んでおられるところと思いますが、1年目、まだなかなかと言っているうちにどんどん時間は経っちゃいますので、今の状況等、お伺いできればと思います。

### ○縄田地域づくり推進課長

地域おこし協力隊の現在の状況ということでありますが、本市におきましては、委員 ご承知のとおり、本年7月に東荷地区に地域おこし協力隊が着任し、現在コミュニティ プランの実現に向けた取り組みを行っております。

なお、具体的な活動としましては、メインテーマであります空き家の活用に向け、他地域の空き家の活用に関する取り組み事例を収集するとともに、束荷地区の実情に適した活用目的やその手法、スケジュールなどについて現在コミュニティ協議会の役員と検討協議を行っております。

また、活用候補の空き家の調査や所有者との調整など、来年度からの実施に向けた準備も現在進めております。

以上です。

#### ○仲山委員

着実に活動されているところというあたりでしょうか。

空き家の問題に関しましては、いろんな部署で危険な空き家に対してであるとか、あるいは移住を進めるためにとか、政策企画部だとか、市民部内ではあるかもしれませんが、生活安全課のほうですか。いろいろとかかわってくるところがあると思います。

この地域おこし協力隊の方がいることで、その分かれている所管が連携がスムーズに

とれるといったような取り組みが期待できるかと思いますので、そのあたり、ぜひ地域づくりのほうでも協力して、そういう体制づくりしてあげられたら、地域おこし協力隊のほうも活動がしやすくなるかと思いますので、そのあたり配慮をしてあげてもらえるといいかなと思います。この点に関してはそれで結構です。

あと、ちょっと今、協働事業提案制度について今質問がありましたので、それに絡んで少しお伺いします。

この協働事業提案制度、ことし先ほど言われた男女共同参画のイベントというか、行事を行いましたが、今後、来年度以降について協働事業提案制度についてはどのように考えていらっしゃるか、お伺いします。

#### ○縄田地域づくり推進課長

協働事業提案制度の来年度以降の予定ということでありますけど、平成31年度の協働事業提案制度の実施に向けての取り組みとしましては、市民提案型として応募がありました2件の事業について提案団体と担当所管との協議や選考委員会でのプレゼンが既に終わっておりまして、現在は来年度の予算要求に向けた調整を行っております。

また、その次の平成32年度の事業に向けては、今後、年明けになりますが、市民の皆様や市職員が日ごろ感じている地域課題や社会的課題などについて情報交換を行う出会いカフェを開催する予定としておりまして、その後、行政提案型及び市民提案型の事業募集を行っていく予定であります。

以上です。

### ○仲山委員

積極的に協働事業をやっていこうという姿勢が、そういう今準備のほうお伺いしまして、伺えました。

前から心配していることなんですけれども、協働事業の受け手、市民活動であるとかいうことが実際にはどんどん新しく生まれているという状況が今市内にあるようには思えないんです。それぞれテーマを持って活動していらっしゃる活動があるので、あとは高齢化であるとか、参加する人がなかなか増えないとかいうこともあるんだと思います。自分たちの活動以上のことになかなか手を伸ばすことも難しいという状況が続いているかと思います。

前もお話ししましたけれども、地域のコミュニティの取り組みというのもこの協働事業の範囲であると、以前お答えいただいておりますけれども、そのあたりとの協働によって効果のあるような内容というのもぜひ模索していっていただきたいなと思っております。

市民活動を育てるというのは、そう簡単なことではないと思いますけれども、これもやはり研究していかなきゃいけないところかなと思います。

実際には、中間支援組織と言われているものが、光市の場合にはないと。市民活動を やる段取りだとか制度等についてアドバイスをしてガイドできる存在が今光市には行政 の中にもないし、中間というのはもちろんなかなかつくれないという状況かと思います。 光市の場合には、行政がある程度、そのあたりのガイドもできるような機能も持っていただいたほうがいいのかなとも思いますので、そのあたりも研究していただければと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

# ○田邉委員

おはようございます。何点か質問させていただきます。

固定資産税についてなんですが、7月の西日本豪雨災害に伴う固定資産税の災害減免の申請状況、今現在はどれぐらいでしょうか。

# ○杉本税務課長

減免の申請件数ですが、11月末現在で67件となっています。 以上です。

# ○田邉委員

わかりました。67件というのは、どういった、多い、少ないというのはちょっとわからないんですけど、今後そういったものを周知するとか、そういった、いつまでの期限とかというところは、お願いします。

# ○杉本税務課長

発災後の当該年度、平成30年度分の税額を免除または減免することになりますので、 申請期限を年度末としています。

先月の11月28日から30日までの3日間、三島コミュニティセンターで、また、今月の12月4日、5日の2日間、周防コミュニティセンターで開催されました税務署主催による災害の所得税の軽減免除の個別における事前相談会において税務署と協力し、個人市県民税及び固定資産税等の減免申請の勧奨を行っています。

被災内容が減免の対象となるケースに基づき、納税者の方からの申請となりますので、引き続き確定申告の時期におきましても、市のホームページや広報紙、また、申告期間中、確定申告の相談、申告書の受け付けの際に周知を行っていきます。 以上です。

### ○田邉委員

わかりました。そうやって周知は行っているということでわかりました。

確定申告の時期というのは、いわゆる3月ですけど、その確定申告の時期にその周知 するという方法を詳しくお願いします。

#### ○杉本税務課長

確定申告期間が2月から3月15日までありますので、申告に来られた方、もしくは申告会場において、減免の周知を行っていきたいと考えております。

以上です。

詳しくわかりました。今の固定資産税については、納得しました、7月の豪雨に伴うのは。

続きまして、税の還付の状況なんですが、この還付金について、適正に還付されているかというところがちょっと疑問に思ったんですけど、どのような税の還付金があるか、また、還付の状況などをお答えお願いします。

# ○藤本収納対策課長

税の還付の状況でございますが、29年度の状況で、税還付の状況として、軽自動車税について言えば26件、16万1,500円、主にいわゆる重複納付による還付が発生しています。固定資産税の場合は76件で108万円、税の更正による還付と重複納付による還付というものです。市県民税については、税の確定申告等によるもので936件、829万円。法人税については、中間申告、確定申告等によるもで81件、1,517万円。最後に、国民健康保険税、これは資格喪失、所得の更正等によるもので1,843件、1,114万円が29年度の税の還付の状況でございます。

以上です。

# ○田邉委員

わかりました。この還付、額がいろいろあるんですけど、国保なんか大きいと、いろいろ税金大きいところもあるんですが、これの失効などはどういったことで失効するかというところを詳しくお願いします。

# ○藤本収納対策課長

失効というか、一応還付金が発生しましたら、その年度中に過誤納付金還付通知書を皆さんに発送して、それで皆様方が会計課のほうで、いわゆる還付金を返させる手続をします。その中で最低年2回はまだ還付未済の状況の人に通知を出すんですが、それが5年経過した状況の中で光市としてはもう最後の通知をいたして、時効取得して光市の財産になるような状況でございます。

以上です。

#### ○田邉委員

わかりました。年2回通知を出して、5年で失効、免責みたいなかたちになるということです。5年のときにもう一回通知を出すということです。

#### ○藤本収納対策課長

1年度経過して、毎年最低1回は通知を出して御案内しています。 以上です。

わかりました。そういったもので高齢者など窓口に行けない場合、こういったもの、 どのような還付についての努力をしておられますか。今、そういった通知の努力ちゅう のはわかったんですけど、高齢者など窓口に行けない場合についての努力、お願いしま す。

# ○藤本収納対策課長

基本的には、口座確認等をしながら、電話で連絡しながら、オレオレ詐欺と間違えないようなかたちの中で確実に返すということで、また御連絡してもらっています。 以上です。

# ○田邉委員

わかりました。こういうのは、やっぱりなかなか高齢者など窓口に行けない方は、不 安に思うし、今はそういった詐欺もはやっているから、なかなか難しいところもあるん ですけど、今後ともその還付金については努力してください。還付金のほうは以上です。 それと、次は、コンビニ収納の利用状況、これについてお尋ねします。

ことしの4月から光市においてコンビニ収納が始まりましたが、利用状況などわかる 範囲でお願いします。

# ○藤本収納対策課長

この4月からコンビニ納付が始まったんですが、納付書1枚あたり30万円以下の税金に対して、コンビニ納付ができるという状況の中で、既に納付期限が来ております軽自動車税は、全体の収納額に対して30%、4,054万円、5,645枚がコンビニで納入されております。

その他の状況なんですが、口座引き落とし以外の納付書で納めた件数なんですが、市県民税の税においては4,620枚、1億60万円、固定資産税においては7,615枚、1億3,800万円、国民健康保険税については4,150枚、6,113万円が今現在のコンビニ利用の状況でございます。

以上です。

### ○田邉委員

従来の毎年度の窓口納付に比べ、今の数字的には今おっしゃったんですけど、コンビニ収納がこれは有効だったという理解でよろしいんでしょうか。

### ○藤本収納対策課長

今現在、まだ総括はしておりませんが、そうは言っても市民に対して24時間、365日、 どこでも納付書があれば納付する機会がありますので、市民サービスにつながったんじ ゃないかと感じております。

以上です。

わかりました。そうですね。今答えられたんですけど利便性の向上、これにつながったかというところを聞こうと思ったんですけど、その今後はどうなるかというところは答えられる範囲でお願いします。

#### ○藤本収納対策課長

コンビニ利用で市民の窓口の利便性は向上したものの、市としては、いわゆる手数料が1件について56円という状況で、若干の手数料がかかっておりますので、口座振替を推進と、どうしても窓口納入ができない働いている人のために、コンビニ納付の窓口の機会もあわせて両方推進していきたいと思っています。

以上です。

# ○田邉委員

1件当たり56円というのは、それがもう決まりもんで、ずっと将来的には変わらないんです。それとも変わるような要素があるんですか。

### ○藤本収納対策課長

これは、契約時にそういうかたちの入札関係をしていますので、また、再度契約するときには、単価等はまた変わる可能性も将来的にはあると思います。 以上です。

#### ○田邉委員

わかりました。ただ、この今56円というのがちょっとネックになっているようなところがありますが、今後とも軽自動車なんか30%も納付されとるとかいうところで、結果は出ているんじゃないかとは思います。

それに自動交付機が廃止されました。そういったところで証明書とか、そういったものの利用状況などはどうでしょうか。

#### ○古迫市民部次長

証明書類の発行の件でございますが、本年4月からのコンビニ交付が始まるということで、自動交付機は本年5月末をもって廃止をいたしております。

利用状況でございますが、自動交付機の平成29年度の利用率が17.8%でございましたが、コンビニ交付は、この11月末までで2.5%の利用率でございます。

以上です。

#### ○田邉委員

2.2%の利用率というのは少ないんでしょうか、どうなんですか。

# ○古迫市民部次長

県内の状況を調べてみましたら、2.5%はいいほうだと思うんですが、自動交付機のほうが17.8%でありましたので、コンビニのほうへまだ移行していない状況があると思いますので、その辺が今後の課題かなと思っております。

以上です。

# ○田邉委員

わかりました。対策については、そういったところで今後の課題というところで、あの2.2%まだパーセントを上げるということで理解しておきます。

続きまして、年金なんですが、平成29年度から年金受給資格期間が短縮されたと思いますが、この制度がどのようになったのか。また、受給資格が足りない場合の追納制度についてのことをお聞かせください。

# ○古迫市民部次長

先ほどコンビニの利用率で「2.2%」でなく「2.5%」でございますので、よろしくお願いします。

今、年金の受給資格の短縮ということでお尋ねをいただきましたが、平成29年の10月 の支払い分から年金受給資格が25年だったのが10年に短縮されて、より年金が受給しや すく改められているところでございます。

それから、追納制度ということでございますけど、実際に、年金保険料を納めていた 期間が短いと、老後に受け取れる年金が少なくなりますので、追納制度が設けられてお ります。

通常は、直近の2年間さかのぼってお支払いをいただくようになりますけど、学生納付特例など保険料の免除や猶予制度を申請をして、保険料を納めていない場合などは、過去10年間にさかのぼって納めることができる制度になっております。

以上です。

#### ○田邉委員

今、過去10年間と聞きましたけど、過去10年間というのは、新しく変わった制度でしょうか。

#### 〇古迫市民部次長

通常2年間ということでございますが、10年間さかのぼって納めるという制度が始まったということでございます。

以上です。

#### ○田邉委員

わかりました。この辺のところも周知徹底を、周知するようにお願いします。 続きまして、国保なんですが、この国保については大変に低所得者は国保税を払うの が割合が高いというところで問題なんですけど、この協会けんぽの保険料に比べてどの ようになっているか。家族4人の標準世帯を基本としてお答えしてください。

# ○古迫市民部次長

国保税と協会けんぽの保険料の比較ということで、家族4人の標準世帯ということで ございます。

夫と妻が40歳以上で、子供さんが2人いらっしゃるということでの仮定で申し上げたいと思います。給与収入が年間240万円ということで試算をいたしましたら、国民健康保険税の年額が29万1,200円、協会けんぽのほうの年額が14万1,000円でございます。以上です。

# ○田邉委員

だから、その開きが今言う15万円あると。国保と協会けんぽについては、同じ世帯でもそういったところで高いというところですね。これは、国の制度ということで、窓口に行って話をしても国の制度なんですみませんちゅうようなことを言われるんですけど、本市の課税算定方式は、どうなっているか、教えてください。

# ○古迫市民部次長

課税の方式でございますが、3方式ということになっております。世帯にかかる平等 割、個人にかかる均等割、それから、所得にかかる所得割の3つで課税をしております。 以上です。

#### ○田邉委員

所得割、世帯割、均等割ということなんですけど、世帯数に応じてかかる均等割は、 この自治体の判断で導入しないことも可能であるというところなんですが、それは、均 等割については、そういった自治体の努力で導入しないこともできるのでしょうか。

#### ○古迫市民部次長

今、3方式で課税していると申し上げましたが、均等割と所得割は外せないということで、この2方式、3方式、4方式の選択ということでございます。 以上です。

### ○田邉委員

だから、選択式ということになっているわけですね。

### ○古迫市民部次長

2方式、3方式、4方式のいずれか選択ということでございます。

### ○田邉委員

2方式という考えはないんでしょうか。

# ○古迫市民部次長

2方式というと、個人に係る均等割と所得にかかる所得割でございますが、均等割というのは応益割ということになろうかと思いますので、2方式にしますと、そのバランスが崩れることになりますので、今のところはこの3方式でということで考えております。

以上です。

# ○田邉委員

わかりました。バランスが崩れるというところで、もう少しバランスを考えて、2方式のという考え方もありかなとは思います。

そういったところで、収入のない子供に、いわゆる均等割がかかっているというところが問題点であると私は思うんですが、協会けんぽを、先ほど言ったように協会けんぽと国保では15万円の開きがあるというところで、国民皆保険制度ということで、保険にかからないと病気になったとき大変なことになりますんで、これはどうしても国民が必要なものですね、この保険制度というのは。

そういったところで、いわゆる自治体の努力でその2方式で少しでも安くなるというところが考えられるかなと思うんですけど、それともう一つ、平成30年4月から国民健康保険制度が県に移行されたということなんですけど、こういったところで、努力に応じて、ここにもインセンティブの、そういったのが載っているんですが、このインセンティブについて、イセンティブ改革についての、本市はまだそういったところはまだ始まったばかりなんですけど、今後インセンティブについての動向をどう捉えているかというところをお願いします。

### ○古迫市民部次長

インセンティブは、保険者の努力の評価ということで国から交付金がいただける制度 でございます。

計画にもありますように、市民の方には健康になっていただきたいと。生活習慣病をはじめ、特定健診の受診率の向上にも取り組んでおりますので、医療費の適正化も含めまして、そういった努力は今後していかなければいけないなと思っております。

以上です。

#### ○田邉委員

わかりました。今、社会保障の面でいろいろな国の政策でインセティブを各部分部分に取り上げておると思われるんですが、いわゆるインセンティブによって交付金が国からもらえるという、そういった方向だけは避けてもらいたいと。努力はしてもらうのは、確かに大変いいことなんですが、いわゆるインセンティブありきみたいなかたちで動くのは、ちょっと弊害が出るんじゃないかと私は思いますので、今後とも国保については

努力して、私が言ったように2方式という考え方、これもよろしくお願いします。 以上です。

# ○木村委員

1点ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

先ほど同僚委員のほうから質問がございましたけれども、コンビニ納付とコンビニで 証明書の発行、大変便利になってありがたいなというふうに感じています。ただし、コ ンビニで証明書を発行する場合には、この個人番号カードが必要だと思うんですが、そ れには間違いはございませんか。

#### ○古迫市民部次長

コンビニでの証明書は、マイナンバーカードがないと交付ができませんので、必ず持っていただくことが、その普及が前提だと思っております。 以上です。

# ○木村委員

この個人番号カード、マイナンバーですが、今どれぐらいの普及率というか、持っていらっしゃるんでしょうか。

# ○古迫市民部次長

直近のデータが国のほうも出ておりますので、そちらを申し上げます。

本市が12月1日現在で15.7%の交付率でございます。県内が12.1%、それから、国が12.2%でございます。

以上です。

### ○木村委員

この15%というのが、約15%が高いか低いかは別として、先ほどコンビニでの証明書の発行が2.5%というふうに言われましたけれど、まずこのカードの普及がなされないことには、その利用もできないということになりますよね。そういった点で市も頑張って努力はしていらっしゃると思いますが、意識啓発としては、今どういったことをしていらっしゃるんでしょうか。

# ○古迫市民部次長

マイナンバーカードの利用の件でございますが、コンビニ交付とマイナンバーカードの普及を両方あわせて取り組むということが効果的で、11月の広報にも掲載しておりますが、通常のマイナンバーカードの申請は申請書に本人が写真を貼って、直接、JーLIS、地方公共団体情報システム機構に直接送付するようになっています。しかし、申請の仕方がわからない、写真を撮るのが面倒くさいという方もいらっしゃいますので、この11月から3月までの期間限定で申請サポートと写真の撮影のサポートを始めて、10

月の1ヶ月95人の申請だったのが、11月に一気に299人と増加しております。また、窓口に証明書を取りに来られる方には当然マイナンバーカードの取得を促して、それと、カードは持っているのに窓口に来られるという方には、チラシをつくって、どこのコンビニでも使えるんですよということを窓口で声をかけるなど取り組んでおります。以上です。

# ○木村委員

御努力はよくわかりました。ただ、このカードが普及しないと、やはり自動交付というのはなかなか難しいということもよくわかりましたので、それで市役所に置いてありました自動交付機ですよね。これが約17%ですか。これ周知が徹底されたというふうには私も思います。そんな中で、どうしてもやっぱりなかなかこういったものについて敷居が高いとか、持つのが嫌だというふうに思われる方もおられると思いますので、今後とも、そういったかたちで意識啓発をお願いしたいというふうに思います。それがまた公平、公正に伝わっているのかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。以上です。

・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

- 5 総務部·消防担当部関係分
  - (1) 付託事件検査
  - ①議案第75号 光市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の 一部を改正する条例

説 明:松村選挙管理委員会事務局長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

②議案第71号 平成30年度光市一般会計補正予算 (第6号) (総務部・消防担当部 所管分)

説 明:讃井総務課長 ~別紙

# 質 疑

# ○田邉委員

今、想定外の退職と言われたんですけど、想定内はどういった想定だったんでしょうか。

### ○讃井総務課長

想定内の退職は、定年退職を表します。昨年度で言いますと17人が定年退職となって おります。

以上であります。

# ○田邉委員

わかりました。説明の定年退職とか言われたほうが分かりやすかったかなと思います。

計 論:なし

採決:全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

# ○仲山委員

おはようございます、よろしくお願いします。

大きくは3点、御質問をしたいと思います。

まず、市役所本庁舎のことであります。市役所本庁舎耐震化整備は、基本構想策定業務の予算は不執行ということで、事実上、これは凍結というふうに理解しておりますが。ということは、当分の間この本庁舎を使い続けるということになるんでしょうか。そのあたりについてお伺いしたいと思います。また、本庁舎を使い続ける場合に、防災・災害対応の拠点としての機能の確保というあたりについてのお考えをお伺いしたいと思います。

#### ○讃井総務課長

本庁舎の御質問をいただきました。当面、予算を凍結、不執行ということでありますので、当然この庁舎を使って業務を遂行していくということになろうかと思います。

それから、防災・災害対応の拠点として機能をどのように確保するかということでありますが、これは一般質問において市長がお答えしましたとおり、本庁舎に求められる防災機能のあり方について、庁舎建設以外の手法も含め早急に検討を行うという予定であります。

以上であります。

### ○仲山委員

しっかりと検討し対応をしなければいけないんですけれども、本庁舎を使い続ける以上、気になることがあるんですけれども。

まず、起こりかねない状況として、停電ということが考えられます。本庁舎が停電に見回れるといったときに、その影響、また、対応をしていく課題、非常電源確保等のことになるかと思いますけれども、そのあたりについてお伺いしたいと思います。また、電源が確保されないときに気になりますのが、通信機能といったようなことも付随してくるかと思いますけれども、そのあたりも含めてお伺いできればと思います。

#### ○讃井総務課長

本庁舎の停電時についてでありますが、非常用発電機により電話設備への電源供給を行いまして、外部との連絡や情報収集など必要な情報手段を確保することとしております。また、パソコンや非常時用の照明設備についても非常用発電機で対応をしまして、必要に応じた対応をすることとしております。

# ○仲山委員

ありがとうございます。電話に関しては電話用に非常用電源を、これは発電機と理解していいかと思いますけれども、それで通信は確保するという話でありました。気になりますのは、その電源というのがどういったものが今、用意されているのか。それが非常時にどのように稼働するというか、そのあたりについての予定といいますか、備えといいますか、そのあたりについてお伺いできますでしょうか。

#### ○讃井総務課長

現在、発電機を16台、うちインバーターつき発電機が5台ありますが、こうしたものによって電話設備への電力供給や照明設備、パソコンへの対応を考えております。 以上です。

### ○仲山委員

確認ですけれども、今16台と申されるのは、いわゆるポータブルのグルンと回してかける発電機なんでしょうか。それとも、据え置きでどこかに備えてあって、それが動くという大型のものなんでしょうか。

# ○讃井総務課長

ポータブルのものと据え置きのものが両方ございます。

# ○仲山委員

そのポータブルのものと据え置きのもの、大きさ、規模等が多分違うんだと思いますけれども、もう一つ、今インバーターのものが5台という話がありました。その大型のもの、それからポータブルのもの、それからインバーターのものをそれぞれの使われ方というか、どういうふうにそれを使われるのか、お伺いしてもいいですか。

# ○讃井総務課長

インバーター付の発電機は、主にパソコンに使用すると聞いております。インバーター付であることによって、専門的なことは余りよくわからないんですが、電流の波が一定になるというふうに聞いております。それでパソコン用ということで理解をしております。

以上です。

#### ○仲山委員

その状況、5台ということが十分なのかどうか、そこあたりは十分検討をしていただいて、必要な量が確保される必要があるかと思います。

あと、もう一つ気になりますのが、電源が切れたときに、いわゆるクラウドっていうんでしょうか、データが外部に持って行ってありまして、それとつないで住民基本台帳等々が、まあ、そのほかいろいろな機能がクラウドに上げてある分とつないで使う必要が出るかと思うんですけれども、停電時にはどのようなことになるのか、お伺いしてもいいですか。

#### ○讃井総務課長

情報機器の仕組み等については、所管外になりまして、私たちのほうでは現在把握を しておりません。

# ○仲山委員

ありがとうございます。じゃ、また情報機器については、また所管に、これは政策企 画部のほうになるんでしょうか、お伺いしに行ってみたいと思います。

一般質問で、このたびの豪雨災害から風水害への備えというのが重要だと、その重要性を取り上げておられましたけれども、決して地震のリスクが軽くなったわけではないという状況だと思います。

本庁舎の大規模地震に対する耐震性不足ということについて、どのように考えていらっしゃるか。使い続ける期間を短くすることでそのリスクを早く消したいところではあるんですけれども、使い続けている間には、その耐震性不足ということについて、やはり考えなければならないところかなと思うんですけれども、基本的なお考え、方針をお伺いできればと思います。

# ○讃井総務課長

本庁舎の耐震性の確保の重要性についての認識というものは、これまでとは変わりは ございません。優先的に取り組む災害復旧などの事業の進捗を踏まえながら、改めて本 庁舎の整備について必要な機能や財源確保など、幅広く意見を伺いながら検討を進める こととしたいと考えております。

# ○仲山委員

決して万全という状況ではないということは理解できました。また、そのためにも対応をやはり考えていかなければならないことだと思いますので、我々も研究してまいりますが、ぜひ着実に進めていただければと思います。

次にまいります。避難所開設運営に関するマニュアルづくりということが、災害の後、 取り上げられてきております。大変急がれる状況だと思うんですけれども、このマニュ アルを地域住民が主体的につくることが有効に機能するポイントというふうにされてお ります。

避難所生活が長引きますと、できるだけ避難者が自主的に運営主体をつくっていかないと、行政職員あるいは教員等の負担が増え、災害対応あるいは業務継続という面で支障をきたしてまいります。そのためには、事前に解説や運営の担い手となる地域住民が手順をつくって、わかっているということが必要というふうに考えます。つくった人たちが避難者として、または近所にいるということで、駆けつけて運営体制づくりにかかわることができるということがあるということです。

このマニュアルづくりを進められるというふうに了解しておりますが、進め方といいますか、そのあたりについて、どう考えていらっしゃるかお伺いします。

# ○呉橋防災危機管理課長

今回作成中でございます、避難所の運営マニュアルなんですが、避難所によってそれ ぞれの施設が持っている設備、または環境も異なりますし、また地域の事情も違います ことから、避難所ごとの個別のマニュアルを、今回は作成するのではなくて、避難所の 運営に共通する基本的な事項を中心にまとめたものを想定しているところです。

防災危機管理課におきまして、今年度中に作成できるよう作業を進めているところでありまして、地域の方々が主体的につくるというようなことは考えておりません。しかし、作成したマニュアルを活用いたしまして自主防災組織や自治会など、地域の皆さんと連携して避難所の円滑な運営に努めていきたいというふうに考えているところです。

# ○仲山委員

急を要するというか急がれるというところで、そういうことになるかと思うんですけれども、基本モデルをつくられるというようなことだと思います。気をつけなければいけないのが、やはり住民の方々、その避難される方々がその避難所運営について一定の理解がないと、どんなに出来のいいマニュアルを持っていってお渡ししても、実際にはなかなかうまく機能をしないというふうに言われております。そういう借り物のマニュアルにならないように考えていただきたいと思います。

大体、指定避難所の運営ということなんですけれども、概ね避難して来る範囲は想定できますので、その地域のコミュニティ協議会や自治会、自主防災組織、民生児童委員や地域の防災士の方、あるいは障害を持っている方など関係する方々に集まっていただいて、やはり各避難所ごとの特性を踏まえて、自分たちの避難所解説マニュアルをつくっていく、もしくはモデルはあったとしても、それをしっかりと自分たちのものとしていくような過程を踏んでいかないといけないというふうに考えられます。そのあたりについて、ぜひ考えていただきたいということをお願いしたいと思います。

もう一点、受援体制つくりについてです。

受援というのは、災害時等に、いわゆる災害ボランティアも受援の一つですが、近隣や、あるいは少し離れたところもあるかと思いますが、行政職員の応援等いろんなタイプの応援を受けて、災害対応、災害復旧へ向けての対応をされていくということになりますが、そのあたりについて山口県でも平成30年度の新規事業の「県民防災力発揮事業」として、市町の受援計画策定を促進する研修を実施し、応援職員等円滑に受け入れる体制強化に取り組んでいます。

光市の受援計画の策定についての取り組みの状況は、どうなっておりますでしょうか。

#### ○呉橋防災危機管理課長

災害対応におけます受援に対する考え方につきまして、基本的なことになりますが、 行政の保有している人員、または資機材、物資のみでの対応が困難となるような大規模 災害が発生した場合、国・県をはじめとした外部からの人的、物的支援を受けることが 基本となるものというふうに考えておるところであります。

このため、本市では自治体間の連携協定や民間事業者との災害時の応援協定の締結を進めるとともに、こうした外部からの支援を念頭に置きながら、施設整備や資機材等の備蓄については財政状況等を考慮しながら、全体的な必要量や優先順位を整理しながら一定量確保するなど、受援ということを想定した事前の備えに努めておりまして、今後とも職員研修等を通じまして、受援に関する意識の醸造を図るなど、受援体制の構築に

取り組んでまいりたいというふうに考えているところです。

受援計画につきましては、大規模災害時における県内、他市あるいは県外からの好意的な支援を円滑に受け入れる際の体制等を具体的に定めるものと認識しておるところでありまして、この計画につきましては他市の状況等を注視しながら、計画策定の必要性も含めてしっかりと研究をしていきたいと考えているところです。

以上でございます。

# ○仲山委員

他市町の見本となるぐらいのいい受援計画がつくられることを期待しております。受援に関して、これまでの他の地域の大規模災害の例で調べていきます中で、受援に対しての専門の窓口を設けずに、それぞれの所管が直にそれを受けていくというようなやり方が混乱を招いている例が結構あります。一つの窓口でパッと受けて、それをちゃんと捌くといったような機能かと思うんですけれども、それがあるとないとでは大違いという話は聞いておりますので、その辺にぜひ留意していい計画をつくって、訓練なりをしていっていただければと思います。

以上です。

# ○田邉委員

質問を行います。ことしは7月の豪雨災害があって、職員の方々は大変いろいろな業務に追われたとは思いますが、職員の時間外勤務についてなんですが、今現在で昨年度と比べて、時間外の勤務の状況を説明できる範囲でお願いします。

#### ○讃井総務課長

今年度の時間外についてなんですが、7月の豪雨災害に伴う災害対応等により、7月におきましては前年度に比べて時間外勤務が大幅に増加をしております。

昨年度の時間外の平均は、一人1月当たり平均でおよそ12時間であります。それに対しまして、ことし7月の一人1月当たりの平均時間外勤務は7月で約36時間ということで、増加をしているところであります。その後、徐々にではありますが平年並みになっているというような状況にございます。

以上です。

#### ○田邉委員

はい、わかりました。管理職を除いて、光市の職員の場合は350名ぐらいだったと思うんですけど、決算のときに、大体そのあたりで。この7月においては豪雨災害でいろいろな対応に追われ、まあ、前年度は平均12時間であったところが、36時間というところで3倍ほど増えているということで。

市民サービス、いろいろ災害対応で本当に職員の方は大変頑張ってもらったというと ころもありますが、しかしながら、頑張る方が倒れるわけにもいかないんで、そういっ た時間外勤務を減らすために、どのような方策、こういった3倍時間外をとったんです けど、その方策なんかのところがあったらお願いします。

### ○讃井総務課長

まず、災害対応時につきましては、他の部署から職員の相互応援というかたちで職員 にかかる負担軽減を図ったところであります。

また、時間外勤務の縮減におきましては、毎週、金曜日を「ノー残業デー」とするほかに、月末の金曜日を「ノー残業デー」の重点実施日と位置づけまして、プレミアムフライデーとして庁内放送の実施や庁内ランを活用しまして、職員への周知を図るなどの取り組みを継続的に実施しているところであります。さらに部署によっては、特定の職員への時間外勤務の偏在化というものも見られますことから、関係所属長にそういった平準化に向けた取り組みについても要請をしているところであります。

以上であります。

# ○田邉委員

月末の金曜日と毎週の金曜日に「ノー残業デー」という試みを行っていると。部署、 部署によってその残業の数はまちまちとは思います。ばらつきがある、そういったもの は理解をしておりますが、そういったところで市のほうも職員について対応をしている。 しかし、対応をしているが、職員の健康状態を危惧した場合、時間外が多い職員に対し てのフォローの体制づくりについては、どういったものを行っておりますか。

#### ○讃井総務課長

時間外勤務の多い職場の所属長に対しまして、職員の心身の不調を見逃すことのないよう、特に目配りをするとともに、時間外勤務の管理を徹底するように要請をしております。

また、時間外勤務の多い職員に対しては、毎月実施しておりますメンタルヘルス事業において、臨床心理士のカウンセリングを受けるように指名するなど、心身の不調の未然防止に取り組んでいるところであります。

以上です。

#### ○田邉委員

はい、わかりました。そういったところで、今後ともよろしくお願いします。ことしはやっぱり7月豪雨災害があったんで、やはり残業が多いのはしょうがないというかたちもあるんですけど、時間外勤務の月80時間の過労死ラインと呼ばれているので、こういった今の対応を今後とも続けて、職員の心身の健康管理上からも時間外勤務の縮減に努めてもらいたいと思います。時間外勤務については、以上です。

続きまして、監査のほうで2点ほど質問をします。

昨年の6月に成立した地方自治法の一部改正についてお聞きします。今回の改正の中には監査制度の改正も盛り込まれるなど、比較的大きな改正となっております。ついては、監査委員事務局として、今回の改正についてどのような受け止め方をしているのか

というところをお願いします。

# ○守田監査委員事務局長兼公平委員会事務局長

ただいま委員、地方自治法の改正の概要に関連する御質問と思いましたので、私のほうからお答えをさせていただきたいと存じます。

まず、改正の背景でございますが、人口減少社会におきまして最少の経費で最大の効果を上げるよう、地方公共団体の事務の適正性の確保の要請が高まっている昨今でございます。

その中で、議会、市長、監査委員等が役割分担の方向性を共有しながら、それぞれが有する強みを生かした事務の適正性の確保といった、いわゆるガバナンスのあり方などについての提言や方向性が、国の地方制度調査会の答申というかたちで平成28年3月に示されたと記憶しております。

これを踏まえまして、地方公共団体等における適正な事務処理等の確保を図るため、 先ほど言われた監査制度の充実強化などの措置を講ずるようにと、関連する規定の改正 が行われたものと理解をしているところでございます。

以上でございます。

### ○田邉委員

わかりました。ガバナンスのあり方とかそういった人口減少社会での対応といったと ころで、今回の改正があったと。

今回の改正による監査制度の充実強化の中の一つに、監査基準に関するものがある。 これは監査委員が監査等を行うに当たっては、監査基準に従うこととし、監査基準は監 査委員が定め公表するというものである。この監査基準の策定について、今後、いつま でにどのように取り組んでいくのかを、わかる範囲でお願いします。

### ○守田監査委員事務局長兼公平委員会事務局長

法改正により、監査基準の策定等及び指針に関する条項というものが、今回、地方自 治法に新設をされました。

ただいまの基準の策定につきましては、平成32年4月1日から監査を実施するに当たっての基本原則や実施手順について、各自治体に共通する規範として統一的な基準を策定しなければならないとされたところでございます。

この趣旨は、現行におきまして各自治体が監査を行う際に基づくべき全国で統一された監査基準が存在をしておりません。あわせて法令上の位置付けもない状況でございます。したがいまして、監査委員監査は各自治体独自の監査基準、あるいは監査委員の裁量に委ねられており、自治体間の監査の実施状況に差異が生じているなどの指摘がございました。

これによりまして、国でさまざまな議論が行われてきた経緯がございます。そこで、 先ほど申し上げました調査会や研究会での議論・整理を通しまして、監査基準及びそれ に沿った実施要領策定指針が今年度中に総務大臣から示される方向で、現在、準備がな されていると聞いているところでございます。国からの情報がおり次第、早急に基準策定の施行、公表に向けた一連の取り組みにつきまして、監査委員さんの指揮のもと着手をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

# ○田邉委員

よくわかりました。各自治体が全国で統一されていなかった。差異があったので、本年度中にわかり次第報告するということで、はい、理解しました。ありがとうございました。

以上です。

# ○森重委員

こういう質問をしていいのかどうか、私も悩むわけなんですけども、本音のところで、 委員会ですから、やはり、きちっとしたお話をお聞きして議論を交わすほうがいいとい うふうにも思いますので。

庁舎の件は一般質問等を通して非常に苦渋の策、最終的には非常に苦しいところの決断をされたというふうに思います。けれども、私たちも議会ということで、市民の負託を受けて、いろんな市民の思いも受けておりますので、そういうところで内情は、やはり、お台所を扱われる執行、責任もありますし、私たちが分からないところもたくさんありますけども、やっぱり真摯に議論をするということはしていかなければいけないなあというふうに。

それが方向が変わるとか言うのではなくて、その方向で行くのなら、じゃぁ、今後の新庁舎建設以外の手法を含めた防災機能の整備は、光市はどうやって行くのかと。そして、市民の安全安心をいかに守っていくのかということを、やっぱり、みんなで考えていかなければいけないです。財源はない中でも、それはそれでいいというわけにもいかないわけですから。そのあたり、同じ責任があるわけですね、議会のほうも。執行にお任せというのではないので。いい加減なことは言えませんけども。議会としても真摯に議論をしていく必要がある問題だというふうに思っております。

そこで、ちょっとお聞きしたいんですが、今回、庁舎耐震化計画の取り下げ、委託料ですね。その方向でいっていたわけですけども、留保に至った経緯といいますか、単に災害が起きて出費がすごく出てきたとか、エアコンのお金が出てきたとか、ただそれも一つの要因ではありますが、全体的なところで何を危惧されてそのような結論立てをされたのかというところは、私たちもやっぱり本音のところをしっかりお聞きしておきたいというふうに思います。

ですから、これは所管では無理かもしれないですけど、答えられるところで、一応お聞かせいただけたら。また、この結論に至る経緯の中で庁内検討会議をされたのか、どのようなかたちでこれを議論に乗せられたのかわかりませんけども、そのときどういうふうな意見があって、どのような議論がなされてこれに至ったのかというところを、一般質問等では大枠のところをお聞きしましたけども、中ではやっぱりいろいろ悩まれた

#### と思いますよ。

やはり県内の庁舎の状況とか、庁舎が古いとか、でも山陽小野田市さんなんかも、も うやらないと決めているところもありますし、いろんなところがあると思うんですよね。 また財源のいろいろ事情もあるわけですから。けれども、これは、じゃぁ、そのままで 蓋をしておっていいということではないと思うんですよね。

私たちも、今まで病院もやりよるし、庁舎の耐震性が全くないという危惧を覚えながらも、これはちょっと蓋をしておかんといけんのかな、余り表に出さないほうがいいのかなというふうな思いでやってきましたけども、やはり……。

# ○委員長

森重委員、質問は明確に。あと幅が広いのでできれば細切れに質問をしていただける とよろしいかと思います。

# ○森重委員

相対的に考えていただけたらいいかと思うんですけど、これを言うのは具体的に難しいんです。今の思いを込めて、何らかのお答えをいただければ。これでこれというのはないと思いますよね。

# ○森重副市長

森重委員からこの庁舎耐震化に関する御質問をいただきました。

お尋ねのとおり本年6月の定例会におきまして、庁舎の耐震化について補正予算を御議決をいただいて、そのスタートを切ったところでありますが、翌月に御案内のとおり大きな災害が発生いたしました。

この6月の補正予算に至った経緯につきましては、これまでも御説明を申し上げておりますとおり、きっかけは、やはり合併特例債の延長ということが要因の一つであります。

いつ地震が起こるかわからない中で、市民の皆様の安全を確保するために、その中核的な施設となる本庁舎の耐震化は避けては通れないという大きな決断のもとに、補正予算で御審議をいただいたものであります。一方、その翌月に甚大なる被災が発生し、現時点で約22億円を超える災害復旧費用が生じたところでありますとともに、議員、御紹介のありました新病院建設には約100億円程度の費用がかかる。加えて、ことしの夏の猛暑に対応するために、各小中学校について空調設備整備を英断をし、この12月定例会に予算を計上したわけであります。

本来、6月で御審議をいただいて予算を確保していただいたわけでありますから、庁舎の耐震化については早急にその方向性等具体的な施策について検討をしなければならないということは、十分に認識をしておりましたが、それにも増して必要なものは、やはり市長も一般質問の中でお答えを申し上げたとおり、この30年7月災害への一日も早い復旧と、地域の安全安心を確保するためのあらゆる施策を講じていくことを優先をしたいという強い思いから、現時点に至っているわけであります。

一方、市民全体の安全安心を確保するためのこの本庁舎の耐震性の確保については、 現時点では凍結という判断をいたしましたが、そのまま放置するわけにはいきません。 先ほど来御説明を申し上げているとおり、一旦は6月で御議決をいただいた委託料につ いては凍結はいたしますものの、この庁舎のあり方については今一度原点に戻って、そ の方向性を早急に行政として検討をしてまいるという考えであります。

いずれにいたしましても、限られた財源の中で、今何をしなければならないかということを、短期間ではありますけれども、その判断に至った偽らざる考えであります。御理解いただきますようにお願いを申し上げます。

# ○森重委員

そのような本音のところの御意見をしっかり私ども受けて、また次の道を開いて行かなければいけないというふうに思います。だから、じゃぁ、地域の安心安全、復旧に最優先という方向性をどう開いていくのかとか、また、国の交付税なんかもマイナス、減というふうなことも起きてまいりますし、やはり大変厳しい中で優先順位をつけ、取捨選択をされたその結果の中で、次はどう開いていくかという議論はここで終わったわけではないので、しっかり議会としても、このあたりをしっかり検討をしていけるように努力をしてまいりたいと思いますので、ありがとうございました。

# ○木村委員

先行委員の質疑で、庁舎問題について凍結ということで、よくわかりました。そんな 中で、市民の安心安全という観点から1点、確認をしておきたいと思います。

今、来庁者があるわけですけれども、職員の方も含めて駐車場のことです。駐車場に関しては、やはり、今、現行の車の車拡が大きくなっておりますので、随分駐車もしやすいように、区画も大きくしていただき駐車しやすくもなっておりますが、今現在、駐車場内での事故等、状況はどういうふうな状況がございますでしょうか。

#### ○讃井総務課長

本庁舎の駐車場での事故についてでありますが、直接、総務課のほうに事故があった というような連絡は、ここ数年ない状況であります。

# ○木村委員

総務課のほうに御連絡がないかもしれませんが、接触やいろいろ些細な事故なんですが、そういったことはやはり耳にすることが結構ございます。そうした中で、今、植物を保護するために前面駐車という立て看板を立てていただいて、これもきれいにしていただいています。私もこれはいろいろな観点から、これも正しいんだろうと。

ただし、狭い駐車場を前方から駐車をするということは、すごく危険なんですよ。逆に駐車場を整備していただければ、後ろ、後方から駐車したほうがとめやすいし、狭いところにも入りやすい。そういったこともあります。ただ、御高齢の方にはバックでとめるというのは、大変厳しいということもございますので、そこら辺の考え方。

今、駐車場内を見てみますと、結構、後ろ向きでとめていらっしゃる方が多いんですよ。総務課はどれほどそこを把握していらっしゃるか。植物保護のためにという看板を出しただけで、後はあんたたちの手前勝手なことよというふうに考えていらっしゃるかどうか、そこら辺の御見解はどうでしょう。

### ○讃井総務課長

委員仰せのとおり、全ての方が前向き駐車をしていただけている状況ではないのかなというように思っております。ただ、後ろ向き駐車と前向き駐車、委員言われるように一長一短があるわけでありますけども、庁舎管理の立場からすれば、樹木を自然環境保護の観点から御理解と御協力をいただきたいという思いであります。

### ○木村委員

私はそこはよくわかるんですけれど、実際の現実に即応したような駐車場管理も必要なのかなと。それは、やはり市民に対するサービス、来庁者に対する安全確保、そういったところもこの総務課の所管ではないかなあというふうには思っております。

そうした中で、当面はこの庁舎を使うわけですから、使いやすい駐車場にもしていただきたいし、まず来庁していただきたいということを想定するならば、やはり、お招きする側としては、そういったことも考え合わせなければならないんじゃないでしょうか。狭いところを、前向き駐車でしっかりと真摯にとめていらっしゃる方もたくさんいらっしゃいます。そんな中で、便利だからといって後ろ向きにとめていらっしゃる方とそういった方がどういうふうに考えられるだろうなと。だったら、看板なんか外してしまえばいいんじゃないかっていう思いもありますし、今言われたように、課長がおっしゃったように、植物保護のためっていう観点でやるならば、やはりそこは徹底するべきではないか。

そういったところも公平公正ということを考えたときに、不公平感も感じてしまう。 これはどういう管理なんだろうかなっていうような私は素朴な疑問がありますし、そう いうことを市民の方にも問われました。ここのところは要望にいたしますが、しっかり 今後とも庁舎管理ということで考えておいていただきたい。

先ほど来から出ておりますように庁舎の建て替え問題、耐震問題というのは、正しく安心安全から発生した問題だと思っています。ここで働かれている職員の皆様、また御来庁される市民の皆様、それから災害対策本部になるこの庁舎ということを考えると、しっかりとそういう部分で、安心安全と公平公正、平等、そういった部分をしっかり考えていただいて、今後のことを御検討いただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

#### ○林委員

それでは、私のほうから消防団のことをお伺いしていきたいと思います。よろしくお 願いいたします。 このたびの7月豪雨では、消防団の方々が河川の氾濫している中、避難指示の伝達を 行うなど、市民の安全安心のため御尽力をいただきました。改めて敬意を表したいと思 います。

そこで、お尋ねでございますが、最近、消防団の入団者が少ないと耳にしておりますが、現在の定員と団員数をお示しください。

# ○中原消防担当課長

消防団員の定数と現在の消防団員数についてですが、条例で定めている消防団員の定数は530人で、12月1日現在の団員数は521人となっており、概ね定数を確保している状況でございます。

以上でございます。

# ○林委員

ただいまのお答えで概ね定数に達しているということで安心はいたしました。消防団の地域の安全安心のためには、欠かすことのできない存在でございます。今後も、団員確保に御尽力いただければとは思いますが、何か団員確保に向けて努力されていることがあればお示しいただきたいと思います。

# ○中原消防担当課長

消防団の確保に向けた取り組み、それから現状についてでございますが、消防団員の 確保につきましては、地元の分団長をはじめとする団の幹部が日ごろから地域の若者や 人材に目を向けておられます。そういったことで、人づてで地道に入団の促進を行って いるところでございます。

本市の取り組みといたしましては、団員の高齢化が進んでいることから、昨年から「光市成人のつどい」において、消防団への入団促進パンフレットを新成人に配布し、 入団について啓発を行っているところでございます。

また、近年、就業構造の変化に伴いまして自営業の消防団員が減少し、一方では、被雇用者、いわゆるサラリーマンの団員が大幅に増加している状況であります。そういったことから、企業の方の消防団への理解と協力が必要不可欠になっております。

このような背景から、新たな取り組みとして、消防団に10年以上在籍している従業員を3名以上雇用する市内の事業所2社を、去る11月6日に消防団協力事業所として認定し、従業員が入団しやすくかつ消防団員として活動しやすい環境の整備を行ったところでございます。

消防団につきましては、7月の豪雨災害のときに避難誘導や警戒、広報などの活動を行い、地域に密着した防災機関として十分に機能を発揮しましたが、今後はさらに大規模な災害が起こることも想定されますので、地域の防災力を最大限に発揮するために引き続き消防団員の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

# ○林委員

ありがとうございました。そうですね、成人式にも啓発活動されているということで、若者にも声をかけていらっしゃる、また、今、企業との協力体制も整いつつあるということで、とても安心はいたしましたけど、昔と違って団員確保は大変難しくなっていると思いますが、引き続き団員確保に努めていただきたいと、地域の安全安心を守っていただければと願っております。

そこで、確認ではございますが、光市総合防災訓練には、地域の消防団の方が参加されているということで理解してよろしいんでしょうか、どうでしょうか。

### ○中原消防担当課長

光市総合防災訓練につきましては、開催の地域を管轄する分団が主に参加していると ころでございます。

以上でございます。

# ○林委員

ありがとうございました。最後にこれは私のお願いでございますが、消防団は地域に とって最も身近な消防・防災組織だと思っております。常に訓練もなさっております。

そこで、消防団の活動が地域の人たちに広く周知されれば、地域の人たちの消防団に対する信頼がもっと高まってくると思っております。災害時にも地域との連携もうまくいくのではないでしょうか。例えば、自主防災組織や自治会で行う防災訓練にも消防団も参加していただくことができればと思っております。

今後の課題と思っておりますけれど、よろしくお願いいたします。

終わります。ありがとうございました。